



お茶大子ども学
ブックレット

Vol. 7

ECCELL 主催
第6回お茶大保育フォーラム
2015.3.15

認定こども園の今とこれから

講演者：

渡辺 英則 氏

(ゆうゆうのもり幼保園 園長)

無藤 隆氏

(白梅学園大学子ども学部 教授)



「お茶大子ども学ブックレット」について

このブックレットは、お茶の水女子大学 ECCEL プロジェクト（国立大学法人特別経費事業「乳幼児教育を基軸とした生涯学習モデルの構築」Early Childhood Care/Education and Lifelong Learning）が発行するものです。本事業は、学生と社会人がともに子ども学すること、子ども学を生涯学び直すことをとおして、大人が成長していく場を創造することをめざしています。ECCELで企画した子ども学シンポジウム、保育フォーラム、特別講義などの記録を少しでも多くの方々と共有するために、ブックレットの形で発行し、学びの輪を広げたいと考えます。

※『お茶大子ども学ブックレット』Vol.1はお茶の水女子大学人間発達科学研究所予算にて作成されました。

目次

開会挨拶および登壇者紹介	5
「認定こども園の概要説明」	
1. 渡辺 英則氏講演	8
「認定こども園の今とこれから」ゆうゆうのもり幼保園の実践を中心に	
2. 無藤 隆氏講演	33
「保育の質の向上と子ども・子育て支援新制度が目指すもの」	
3. 質疑応答	50
〈資料1〉 第6回お茶大保育フォーラムチラシ	69
〈資料2〉 お茶大子ども学ブックレット バックナンバー一覧	70

お茶の水女子大学 **ECCELL** 主催 第6回お茶大保育フォーラム

テーマ：「認定こども園の今とこれから」

日 時：平成27年3月15日（日）14時00分～17時30分

会 場：お茶の水女子大学 本館306室

登壇者：渡辺 英則 氏（ゆうゆうのもり幼保園園長：横浜市）

無藤 隆 氏（白梅学園大学子ども学部教授）

司 会：浜口 順子 氏（お茶の水女子大学大学院教授：ECCELL代表）

【開会挨拶・登壇者紹介】

浜口 本日ご参加された方の中には、認定こども園のことにとっても詳しい方と、そうでない方と、両方いらっしやるのではないかと思います。日本の保育が何か変わりそうだと、こども園とは何だろうということであらわしている方もいらっしやると思うので、僭越ですが、私が最初に基本的なところだけを少し整理させていただきたいと思います。私は、本学の教員で浜口と申します。今日は司会も務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お手元のA3の資料は、未整理ですが、関連の法律の文章などを引いてきたものです。「子ども・子育て三法」が2012年に公布され、来月から施行されます。その三法の一つ目が「子ども・子育て支援法」です。これは、子どもや子育ての支援給付、その他いろいろなサービスがこれから広がっていくということ、それら必要な支援について書かれている法律です。二つ目の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」が認定こども園に関する法律です。三つ目は、その二つの法律を受けての関係法令の整備に関するものです。最初の二つが今日の話で主に関連してくるところだと思います。

「子ども・子育て支援法」の第1条のところだけ引いておきました。目的が、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行う」と書かれています。この中で、「教育」「保育」についての定義もされています。「教育・保育施設」は、認定こども園と幼稚園、保育所を含むということで、幼稚園や保育所が残ったまま、認定こども園がこれから整備されていくことに

なります。

「児童福祉法」で保育所がどう定められているかという点、第39条に、保育所は「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと」を目的とする施設とあります。幼稚園の目的は「学校教育法」に書かれており、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し」となっています。

三法の二つ目の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、第1条の「目的」に、「幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する」とあります。これが、認定こども園を含め、これからの日本の保育の形の基本だと思っています。

また、約1年前の平成26年4月現在で、日本に認定こども園が幾つあるかという点、1359です。渡辺先生から、制度が変わる平成27年4月に向けて、急に増加してきているという話を伺っています。そのまま幼稚園、保育所として残るところもあるのですが、そこにそれぞれ機能を加えながら、認定こども園をつくっていくということになっています。就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供と、地域における子育て支援を行うことが、認定こども園に必要となる機能です。

今日の話では、「1号」「2号」「3号」という言葉が出てくると思うので、少し整理します。認定こども園に入りたい場合に、親が保育必要量の認定を受けることになりましたが、そのときに、保育を必要としない、幼稚園での4時間程度の保育で済む3歳以上の子どもは1号認定になります。保育を必要とする、従来保育園に入る子どもたちのうち、3歳以上の子どもが2号認定、3歳未満の子どもが3号認

定になります。2号認定と3号認定は、8時間の短時間保育と11時間の標準時間保育に区分され、それぞれ延長保育を受けることができます。

認定こども園には全部で四つのタイプがあります。幼稚園と保育所が一つになる幼保連携型が、今、国が進めようとしている一番中心的なスタイルの認定こども園と考えていいと思います。幼稚園型は、幼稚園に保育所的な機能を付けたもの、保育所型は、保育所が中心になっていて、そこに幼稚園機能を付けたものです。地方裁量型は、各地方での、必要に応じた形の認定こども園を認めるというものです。今日お話しただく渡辺先生は、幼保連携型の認定こども園の園長先生をしていらつしやるということで、そのお話を伺います。ちなみに、お茶の水女子大は、去る9月に認定こども園をつくることを発表し、来年4月に向けて計画しているところですが、それは保育所型を考えています。

認定こども園は、施設型給付というお金の下り方をするところで、それに合わせてこれまでの幼稚園や保育所も施設型給付になります。前の認定こども園では、給付のされ方や指導監督が文科省と厚労省で分かれていて、事務作業もかなり大変だという話をよく聞いていましたが、今回の認定こども園ではそこを一体化していくという改革がされつつあるようです。

施設型給付に当たるのが、四つのタイプの認定こども園と、幼稚園と保育所です。国立大学法人の幼稚園は給付のされ方が少し違うので、この中には含まれません。地域型保育給付に当たるのが、認可保育園の規模に合わない小規模保育や、保育ママさん・子育て支援員の方が家で開く少人数の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育です。これからは、これまで認可から外れていた、いろいろな形の小規模な保育サービスにも給付されて、保育園不足、保育不足に対応しようということです。拙い説明です

が、ごく基本的なことをお話ししました。お二人の先生から、少し違ったところがあった、それほど単純ではないなど、いろいろなご指摘が入ればいいなと思っています。

それでは、今日お話しただくお二人の先生をご紹介します。無藤隆先生は、白梅学園大学子ども学部教授であり、国の子ども・子育て会議の会長もお務めで、こども園に関する最先端の知識と知恵をお持ちの先生です。渡辺英則先生は、横浜市の私立認定こども園「ゆうゆうのもり幼保園」の園長先生をされています。国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定会議にも参加されるなど、国の認定こども園の枠組みづくりに重要な働きをしていらっしゃる先生です。

まず、渡辺先生から小一時間お話を頂きます。続けて無藤先生からお話を頂き、休憩を入れた後、質疑応答の時間とさせていただきます。終了時間は5時半を予定しております。

それでは、渡辺先生、よろしく願いいたします。

「認定こども園の今とこれから」ゆうゆうのもり幼保園の実践を中心に

登壇者 渡辺 英則 氏（ゆうゆうのもり幼保園園長）

認定こども園の制度については子ども・子育て会議の座長である無藤先生からお話ししていただくことにして、私はどちらかという自分の園の実践を振り返りながらお話ししていきたいと思えます。

「ゆうゆうのもり」幼保園の設立前後の経過

「ゆうゆうのもり」は、もともと横浜市の「はまっ子幼児保育園」計画で幼保一体化の施設をつくりなさいというところから、平成17年に開園しました。その後さまざまなきことが起こって、話しだしたら切りがないのですが、そのあたりのことからお話ししていきたいと思えます。

制度に翻弄されている感じがしないでもないのですが、それでも認定こども園は大事で、4月から始まる新たな認定こども園もいい制度にしていかなければいけないと思っています。今日は大変なところも細部まで突っ込んでお話しするのですが、大変だからやらないという選択をするのか、大変だけれどもいい制度にしていこうとするのかというのは、平成17年のときからずっと続いている話で、できればより良い制度になっていくことが大事だと思っています。

最初のスタートは「はまっ子幼児保育園」計画です。平成15年に、横浜市が子育て支援事業本部を立ち上げて、3年間という期間限定で8000人の保育園定員増を目指すという、とてつもない計画を立てました。結局8000人まではいかなかったのですが、毎年40園ぐらい保育園をつくって、その中に幼保一体化施設を一つだけつくるといふ計画でした。私はもともと港北幼稚園というところにおいて、その園から500メートル離れたところに幼保一体型施設の公募があったので、園舎が地盤沈下で傾いていた港北幼稚園の建て直し計画をやめて、「ゆうゆうのもり」の設計に入りました。

このときに、建築家の仙田満先生に関わってもらいます。僕は、その7、8年前から横浜市の幼稚園の二世の会で、園舎を建て直したり園庭を変えたりするならどのようにするかという環境研究会を仙田先生と一緒に立ち上げてもらっていて、それで結構親しかったのです。当時、仙田先生は日本建築学会の会長をなさっていて、ドイツに行つて帰つてきたときには、「渡辺君、ドイツでは、図書館や美術館

や子どもの施設は全部コンペになっていて、その町の顔になるんだよ」とおっしゃっていました。子どもを大事にするとはどういうことかというときに、あの当時、7000人〜8000人という数字の待機児童を何とかするのなら、施設をつくってとにかく押し込めれば良いという話だったので。それを続けていくのが本当にいいのか。世田谷など、待機児童で悩んでいるところはどこでも、お母さん方は「どこかに入れてくれなくては」と言うのですが、保育園に入ったらそれでいいのかという話は、平成15〜17年ぐらいからずっとありました。

保育園の建築には、社会福祉法人と学校法人が一緒ですから、どちらのお金も使います。土地は横浜市の公募なので、社会福祉法人にはただで貸してくれます。学校法人は、普通は土地を法人として買わなければいけないので3億〜4億円の費用が掛かってしまうのですが、この時は賃料としては有料だけれども一応安く貸してくれるということになりました。この辺のところから、社会福祉法人と学校法人で制度の違いがあります。

今度の制度は、いろいろな大学の先生と話をすると、みなさん、子どもに対して平等が大事だと言うのですが、私立幼稚園側から言うと、学校法人では、保育園や公立幼稚園と違って公金がありません。そこは急いでないので、自分のところで入園料や保育料を取って園舎の建て直しなどをしています。そこに急に制度が変わったからといって、法人として借金を抱えていたり、建物を修繕するときにそのお金が出てこなかったりといういろいろなことがあるので、そう簡単に平等にはならないという思いを持っています。

では、平成18年に認定こども園法ができてどうなったかを説明します。もともとは、保育園が0〜2歳で60名、幼稚園が3〜5歳で200名という幼稚保育園だったのですが、開園2年で、0〜5歳で60人の

保育園と、3〜5歳で150人の幼稚園に変えろとなったのです。そのときは学校法人に多額の借金もありました。ただ、社会福祉法人会計は学校法人も含め、他にお金を出してはいけません。入ってくる方はいいけれども、使う方は非常にうるさくて、そういう中で枠組みが変わったということです。

そのようにして平成19年に制度ができ、また来年から制度が変わります。制度が変わったことで、「ゆうゆうのもり」の場合は、その時に在園していた保育園児、2歳の30名をそのまま保育園児にしたまま4〜5歳と上げて、幼稚園児の定員数を減らしていくという、すごく大変で複雑な定員変更をしています。制度が変わるとは、こういうことなのだと感じました。

「ゆうゆうのもり」園舎の特色と基本コンセプト

「ゆうゆうのもり」をつくるときに、仙田先生とは、子どもを管理しやすい園舎をつくるのはやめよう、子どもの生活や遊びや動きを捉えた園舎や園庭をつくろうという話をして、そういう形にしました。子どもにも大人にも開放的にしていこう、子どもが長時間いるなら居心地のいい場所であればいい。では、居心地のいい場所とはどういうところなのかなどを考えて、まずは0〜2歳の園庭と3〜5歳の園庭を分けました。3〜5歳の園庭をダイナミックにした関係で、0〜2歳の子がひよこひよこ勝手に歩いて、遊具等で大きなケガをされても困るからです。また、保護者にも開かれた園という形で考えました。

今、振り返ってみて、「ゆうゆうのもり」は園舎で有名ではあるのですが、保護者の方たちがこういうところに子どもを預けたいと思うか思わないかは、園舎や園庭が出すメッセージが大きいと思っています。

ます。小さな園だろうと大きな園だろうと、丁寧に保育をしていますということはもちろん大事ですし、子どもは遊びの中で育っていきましても言うのですが、ただ言っているだけでは、なかなか分かってもらえません。ましてや、入園を希望する人たちは1日勝負です。見学会に来たら、そのときにこの園に決めるかどうかという話になってきます。そういう意味では、「ゆうゆうのもり」としてこういう園舎をつくったことには意味があると思います。子ども主体の保育を実現できる環境づくり、園児との関わりを重視した保育者の拠点、発達段階に合わせた多様な環境（遊環構造）、ナースステーションから子どもの活動が全部見えるようにしようという一つのコンセプトが具体化したからです。

遊環構造とはどういうことかというところ、茨城県の大洗水族館も広島市民球場も仙田先生の設計なのですが、先生は、大きい建物も小さい建物も発想は同じだとおっしゃっています。広島市民球場も対称形ではなくて、回遊性があったり、寝転がって見られるなどいろいろな空間もあるのですが、そういうのも含めた空間ということですよ。

ライド化社会、やる気の減退

仙田先生は、「子どもの環境がやっぱりまずいんだよ」とずっと言っていました。これは結構前の話なのですが、ヘルドとハインの実験 (Held & Hein, 1963) があります。ライド（乗りものかご）に乗せられた子猫が障害物をうまく避けられるかどうかの実験ですが、今、子どもをバギーに乗せている人は多いです。

電車の中でバギーを置むか置まないかが議論になっていることもあります。子育て支援の中で大き

いのは、こういった議論だと思えます。親にとって便利で子育てしやすいということと、乗っている子どもにとっては本当はどうかということです。管理のしやすさで言うとな、バギーに乗せておいた方がいいという話になるかもしれません。それで遠出ができるなど、いろいろ便利なことがあるのですが、その一方で、子どもたちが自由に動き回れること、自分のやりたいことができることが下手すると制限されるかもしれないというのは、子どもの側から見ると子どもを育てる側から見るとでは違っています。

また、仙田先生は横浜の子どもの居場所をずっと研究されていたのですが、昔は非常に広かった子どもの生活圏が、どんどん狭くなっています。今の子どもたち、特に乳幼児は、保育園であれば一点です。家から園に来て、園からまた家に帰るということをずっと繰り返していくと、ほとんど点の中に凝縮されてきます。その中で遊び空間もないとするなら、子どもたちはどういう生活をさせられているのかという話になってきます。

平成30年の学習指導要領改定に向けて、新たな教育の方向ができてきています。もっと子どもたちの主体性を大事にしようというときに、子どものやる気がどんどん失われてきています。もっと勉強したいという子が減り、もう勉強したくないという子が増えているというデータがあるとすれば、子どもたちが置かれている状況をどう考え、その中で乳幼児期をどのように過ごすかを考えていく必要があると思えます。

「ゆうゆうのもり」はネット遊具で有名なのですが、多少危ないと思える遊具や園舎・園庭を子どもが使いこなすという発想がなくていいのだろうか、上り棒を遊具に入れるか入れないかですごく議論し

ました。自分の意思で下ったり上ったりできるなら遊具として付けようということになり、10年間、事故は全くありません。泥んこになることも、子どもたちには大事です。そういうことをどこまで保護者に伝えられるような園舎や園庭になっているかを議論しました。入園してからの人たちというよりは、入園する前の人たちや子育てをしている人たちに、こういうことが大事だと伝えなければならぬと思っています。

YOU世界とTHEY世界

「ゆうゆうのもり」は、外側の遊具が回廊的になっていて、ぐるぐる回れたり、ネットが入っていたりして、園舎や園庭の出すメッセージは伝わりやすいと思っています。「ゆうゆうのもり」は、老人ホームや温泉のような名前だと言われることがあります。経営者としてはそれも承知しているのですが、もう一つこだわったのがYOU世界です。

東京大学から青山学院大学に來られた佐伯胖先生は、「あなたはあなたでいいよというYOU世界が大事である。子どもが育っていくとは、そのYOU世界が豊かになり、広がっていくことだ」とおっしゃっています。THEY世界というのは、自分とはかわりのない世界です。身近で言えば、英語なら少し知っているけれどもドイツ語やフランス語は全く知らない世界だとか、パソコンが使える人や音楽が好きな人にとってパソコンや音楽はYOU世界だけれども、自分に関係ない世界はTHEY世界だということなのです。

「あなたはあなたでいい」ということが子どもにきちんと認められることが子どもの発達や成長に必

要だとする、「ゆうゆうのもり」は、YOU世界をきちんと認めてあげるような園にしようと考えています。この話をわざわざ出したのは、今、制度が変わるといふときに、制度がどうなるか、お金がどうなるかではなく、乳幼児期の教育や保育をどうするかを本当に考えませんかと提案したかったからです。日本の幼児教育や保育を一つにしようという壮大な試みの中で、無藤先生を座長にあれだけの関係者が一堂に集まって議論されているのは、日本の乳幼児期の子どもたちをどう育てるかということです。

そのときに、確かに保育や教育とは何かという話も大事なのですが、乳幼児期に何が大事かということをもう一回見直すことを考えなくてははいけません。保育園、幼稚園という発想の中だけで話をするのではなく、今の子どもたちがどういう状況に置かれているかを考えることが重要です。学生に話すときによく言うのですが、プロテニス選手の錦織圭が強くなったのは、マイケル・チャンというコーチに出会って、改めて基礎をみっちりやらされたからです。基礎をいいかげんにやっても強かった錦織圭が、何回も基礎をやらされたのです。プロフェッショナルがより上の段階に行こうとするときには、原点は何かを見直すことが大切です。ですから、幼児教育や保育も、一つの枠が外れて大きな枠になるときは、そもそも原点は何かという話が重要なのです。

僕の中では、佐伯先生のこの考え方がしつくりきています。あなたはあなたでいいというYOU世界が小さくなってしまつと、外側に向かつていけず、自分がやりたいことをやろうとしてもできなくなりまふ。大人や社会からの圧力が強い場合は、早期教育的に「あなたはこれをやらなければいけない」「入試に通らなくてはいけない」と言われることや、虐待や両親の離婚によつて大人の世界に入れられて、子どもの世界が認められません。このようにYOU的な関わりができないと、子どもは外側に向か

って自分の世界を広げていく時期のはずなのに、それができずに萎縮し、成長できなくなるのです。

僕は、養護という言葉なのか、ケアという言葉なのか分かりませんが、特に乳幼児期は「あなたはあなたでいい」ということをきちんと認めてあげなくてはいけないと思っっています。周囲の大人がきちんとあなたのことを分かってあげるといふ関わりができるかできないかが大事だと思います。

例えば、小学校教育を先取りするとなれば、外から「あなたを捨てなさい」「あなたの考えていることや今やっていることは駄目だから大人がいいというこちらをやりなさい」と圧力をかけることになり、自分というものをつくるのが拒絶されていきます。それで本当にいいのでしょうか。

横浜市の小学校、幼稚園、保育園の先生と一緒に「育ちと学びをつなぐ」横浜版接続期カリキュラム「」を作成したときに、一番盛り上がったのは自己肯定感の話でした。横浜の次世代育成支援の会議に出たときに、夜間高校の校長先生や、引きこもりのNPOの理事長、児童養護施設の施設長などがみんな「うちの子どもたちは自己肯定感がありません」と言ったのです。何かやろうとしても、僕はできない、やらないということになると、文科省がつけたい力として出した主体性や志向性、関わる力が育っていかないのです。これは危機だと思っています。あなたがあなたであろうとすることをきちんと認めていくということはどうするか、問われているのだと思います。子どもたちがやりたいことをどうやって認めていくか、あなたはあなたでいいというY・O・U世界をどう出していくか、多様な経験を環境との関係の中で考えていくということです。

その一方で、教育である限り、佐伯先生は「第二接面が分厚くなる」という言い方をされていたのですが、あなたをあなたでいいよと囲ってしまったたり、人間関係や遊びが固定化したりしてしまうと、内

側の世界にこもってしまうことになります。それは自分というものを広げていくことになりません。例えば、長時間の子たちが朝から同じようなメンバーでずっと同じような遊びをしていると、どんどん世界が狭くなって成長していきません。どこかで外のTHEEY世界と関わり、THEEY世界の面白さ、新しい世界を知っていくことが面白い、そこにどういざなうかが教育という営みです。そのためには、YOU的他者として保育者の役割が大きいです。こんなに世界は面白いのだということをお大人がどう伝えるか。大人に従わせるのではなく、子どもたちがいろいろなことをやってみたい、試してみたいと思うことが大事だとすると、それをどう実現していくかということも考えさせられました。

例えば、和菓子屋をしている僕の友人が、子どもたちの前でお茶菓子づくりを一回やったら大好評で、自分たちでいろいろなお菓子を考えてみたり、KMO（港北マジックオーケストラ）の方たちがクリスマスなどのときに楽器を演奏したり歌を歌ってくれたりすると、子どもたちが面白いといって楽器を試したり、そこに年少や年中が鈴などを持ってきて遊んだりします。園外保育に行くなど、いろいろなこともあっていいのですが、子どもたちが音楽の面白さや体を動かす面白さ、表現する面白さに出会うということはどうやって生活の中に織り込んでいくか。それによってYOU世界を豊かにし、広げていくということをどれだけ実現できるかという意味で、「ゆうゆう（YOUYOU）のもり」という名前を付けたのです。

親たちには、「悠々自適の悠に遊ぶだからゆったり遊ぶ施設です。もともと遊ぶということが名前になっっている施設ですから、思う存分遊ぶ中で子どもを育てます」と言っているのですが、遊ぶということとは結構高尚なことだったり、自分たちでやろうとしたらなかなかできなかつたりするもので、

ただ遊ぶことと本当に遊び込んでいくことの違いをどう伝えていくかが大事だと思っています。9時から2時の「光の時間」と2時以降の「風の時間」でも生活の仕方が違ってくるので、その役割は何かということも考えていかなければいけません。

制度による課題と幼保の壁

開園当初は0～2歳で保育園にいた子が3～5歳では幼稚園になっていたのが、平成19年に、0～5歳の保育園と3～5歳の幼稚園になり、今度は全部の枠が外れて、1号、2号、3号という枠になります。これは一見良さそうに見えますが、大変なところもいろいろあります。今、幼稚園の定員は150名ですが、定員が150名と151名では収入が違います。基本単価は150名の方が高いのですが、151名になると、チームワーク加算といって、フリーの先生が一人入ります。そうなるとどちらが高いか安いかと計算したり、利用定員を何人にするかを考えたりしています。

それから、難しいのは、保育を必要とする0～2歳が3号、3～5歳が2号、保育を必要としない子が1号なのですが、横浜市は1号でも幼稚園型預かり保育という雇用の預かり保育があることです。これがまた少し面倒なのです。ここにも文科省と厚労省の違いがあつて、2号と3号はもともととは保育園児ですから、多子減免は0～6歳だけです。保育園に入っている間だけ多子減免なのですが、幼稚園は3歳からしか始まらないので、小学校3年生まで多子減免になります。そうすると、途中まで2号、3号でいて、お兄ちゃんが、お姉ちゃんが小学生といったときに、途中で1号の預かり保育になりたいという人がいたり、お兄ちゃんが4年生になったらまた2号に戻りたいという人がいたり、いろいろ出て

きます。

現行制度では、幼稚園は、長時間も含めて全て学校教育でという話になっています。それが、新制度では、3歳以上は学校教育で、保育を必要とする人たちは長時間のところも保育になるといいます。では、預かり保育はどうなるのか、学校教育なのか。それも、雇用の預かり保育ではなく、今日だけ残りますという子たちはどう扱くなるのかなど、議論は尽きません。

制度自体というより、さまざまなかで起こってくる問題もあります。例えば、1号認定の保護者は幼稚園の生活を望んでいるのです。私も、「港北幼稚園ではこういうことをやっているのに、ゆうゆうのもり幼稚園ではなぜやらないのですか」と言われます。幼稚園の行事や生活を望んでいる保護者も巻き込んで、手伝ってもらってできている仕事があったりすると、2号・3号と1号がそれぞれ何人ぐらいがいいのか難しいところです。それから、光の時間と風の時間でどのような保育の違いがあるか。また、2号・3号には給食が出るのですが、それで幼稚園の子がお弁当だったりすると、いくら新しい制度でお金が出ると言っても、そこまで出ません。それから、活動の場所をどう分けるかです。先生たちが全部シフトでやるというところももちろんあります。2号・3号の子どもが多いところはそうせざるを得ないので、1号が多くて2号・3号が少ないと、どのようにするのかという悩みも出てきます。

幼稚園の預かり保育をしている子たちは午睡をしません。預かり保育で1時間幾らとお金を支払うとなると、保護者はそこで午睡などしてほしくありません。それから、幼稚園職員と保育園職員で給与体系は同じにしても、社会保険料や退職金が異なっています。また、長期休暇中の保育をどうするか。研修の問題もあります。保育園の職員は、交替で毎月のように研修に出ていくのですが、年間で平均すると、そ

れでも受け身な研修会を年に2、3回出れたらいい方で、それがやっとです。

保護者との連絡も、夕方の5時ぐらいから保護者が五月雨式に来て、担任の先生と話したりしていると、ずるずる時間がたつてしまいます。保護者会も、2時半からと5時50分からの二部制で開いていて、僕も昼と夜の二回話をしますが、光の時間の保育者も残っています。また、「ゆうゆうのもり」は昨日が卒園式だったので、どうしても土曜日開催の行事が増える中で、保育者の働き方をどうするかという問題も出てきます。

職員の体制から教育・保育を考える

それで考えたのが、光の時間と風の時間で分けることです。朝の7時半から8時45分はおはよう保育、9時から2時までが光の時間、2時以降が風の時間で、夕方6時半から7時半はぬくもりの時間です。乳児の方は、午睡前と午睡後でおひさま保育とそよかぜ保育に分けて、体制をつくりました。ですから、光の時間という幼稚園的な時間を担当する職員と、おはよう保育も含む風の時間を担当する職員、それから乳児担当の職員がいます。乳児はシフトを作っています。

連携の仕方や理念を共通にしていくのは難しいのですが、本来的には、いろいろな子どもたちがいる中で、朝の時間の保育や教育はどうするか、9時から2時まではどうするか、風の時間の保育はどうするのか、これが問われるのです。子どもの状況に応じて環境構成し、指導計画を作っていきます。子どもの様子をきちんと話し、長い目で見て、例えば、光の時間は割と幼稚園的ですが、風の時間の中にも行事を入れていこう、公園に1週間続けて行こうというように、子どもの24時間の生活を考えていきま

す。

特に、風の時間という長時間の預かり保育は、家に帰れない、あるいは帰らないということですが、そこはどうするか。幼稚園がなぜ4時間かというかと、子どもが地域と家庭に帰れるなら帰すということだからです。帰れないのであれば、園の中にその生活を持ち込んであげることが大事ではないかと思っています。

その一方で、家庭や地域の教育力も大切です。子どもを預かるよ、うちで遊んでいつでもいいよというように、家庭や地域で子どもが過ごすごことが大事にされなくてはいけないと思います。何でもいいのか園で預かってもらうとか、園でやってくれていることが全部子どもにとっていいというのは違うと思います。そう考えると、こういう園に子どもを入れるだけでなく、親も巻き込みながら、子どもと関わるのが楽しい、面白いと思ってもらえることをやっていくのが本当の子育て支援ではないかと思っています。

おはよう保育、光の時間、風の時間

朝、港北幼稚園と「ゆうゆうのもり」の子が同じところに来て、8時45分になると港北幼稚園の子がバスで幼稚園に行きます。あるパートの年配の先生が、家庭的な雰囲気になろうということで、配慮の必要があるお子さんだったのですが、泣いている子を寂しくないように抱っこしてあげたりしていたときに、港北幼稚園の保育者が、「もっと遊びの方を大事にした方がいいのではないですか」ということで、その子はすごくシャボン玉が好きだったので、外でシャボン玉をさせようと言って議論になったこ

とがあります。僕らも入って話し合ったのですが、年配の先生は泣いている子の相手を一生懸命していたのですが、その子も含めて、遊びが面白くなると、みんな朝起きてすぐに「ゆうゆうのもりに行く」と言うそうです。考え方の違いがあつたときに、それが言葉に出てきたり、ちゃんと話し合つたりすると解決できるのですが、お互いにピリピリしているとなかなか議論ができません。そういうことがあつたりするのは、面白いといえれば面白いし、保育だなどと思います。

光の時間は、普通の幼稚園的な時間です。風の時間は、14時からです。もともとは寄り道の時間やはらっぱの時間という意味で、小学生ボランテアなど、地域の力も活用しています。卒業生が中心で、ランドセルを背負つて園まで来るので、電話を貸してあげると、お母さんに「今、ゆうゆうに着いた」と言つて、夕方お母さんが迎えに来ます。学校ごっこやドッジボール、虫捕りなどをしてくれて、先生があこがれの存在で格好いいのです。保育ボランテアのお母さんも入つていたりするのですが、決まっている行事がほとんどないとすると、何か企画するにはどうしたらいいかということで、保育者の力量が問われます。僕はそれが大事ではないかと思つています。

幼稚園などでクラスを動かしていくような人が風の時間に入ると、あらためて子どもの生活をどうしたらいいかを考えていくようなところが出てきます。もし私立幼稚園で光の時間の保育が堅い園があれば、預かり保育のやり方を柔軟にして、こんなに面白いことをやったら、光の時間をもっと面白くなるという発想にできるかもしれません。そういう取り組みもできるとすると、風の時間をどうするかが大事だと思います。

去年、台風が去つた後は、光の時間の子は休園だったので、近くの早瀬公園のサッカーや野球が

できるところが全面海になっていたのが面白くて、子どもたちが「海だ、海だ」と大騒ぎになり、最後は泳ぎだしました。これは風の時間ならでのことです。学年ごとに2時を過ぎたところで点呼を取って、ゆったりということも意識しながら遊んだり、逆に、人数が少ないのでダイナミックに、ネットのところからロープを垂らしてターザンみたいな遊びをしているというのも出てきます。泡遊びやドールづくり、虫の観察などもします。これは光の時間でもできるのですが、人数が少ないので結構いろいろなことができるという中で、プールサイドで寝そべることが楽しかったりします。

おやつはカード制にしています。2時に光の時間が終わって、3時にまた片づけて、おやつを食べるのて手を洗ってというよりは、ある時間の中で自由に食べていいという形になっています。好きなおやつであればすぐ食べに来るし、あまり好きなものでなかったらずっと遊んでいることもあります。ぬくもりの時間の6時半から7時半は、乳児と幼児が一緒のところでも過ごします。そうすると、乳児の先生と幼児の先生に接点が出てきます。

光と風の職員室は2階、0〜2歳の職員室は1階にあって、それぞれ担当する子どもたちがいるエリアが見えるようになっていますが、風の時間の子たちが下のホールや大階段のところに2時前に下りてくると、光の時間の子たちも親たちが迎えに来る前に1階に下りてきてしまうので、もともとはラウンジルームだったところを風の時間の子たちの部屋にして、迎えの様子が見えないようにという使い方をしています。風の先生たちも自分たちの部屋がないと環境構成などをする機会がありませんし、光の時間に作ったものが風の時間に壊れてしまったりするといけなないので、光と風の生活の場所をできる限り分けているのです。

それから、地下に倉庫のようなところがあつて、ここは親たちが交流する場所になつていきます。土曜日や日曜日に鍵を貸して、親たちがバザーの準備などに来ると、そこで知り合えます。このような仕組みも必要です。どんな園をつくるかを考えることも大事で、その中でどんな保育がしたいかということが出てきます。

保育の質を左右しかねない利用調整

今、利用調整が入っています。文科省や厚労省や内閣府の人に言われたのですが、利用調整は、無藤先生の子ども・子育て会議の議論ではなく、法律で可決するときに国会決議で入ってきたらしいです。今まで認定こども園は、自分の園で書類を配つて、自分の園に書類を持ってきていただいて、保育が本当に欠けているかどうか、要するに保育園に入れるか入れないかを区役所で確認してもらつて、横浜市の基準を参考にしながら、自分の園で入園していいと決定していました。ところが、利用調整が入ると、親が勝手に区役所から書類をもらえて、その書類を勝手に区役所に郵送できて、横浜全体の子どもたちをランク付けして、機械的に第一希望の園から決めていくというやり方になっています。

本来は、働きたいと言えば雇用になれるし、働くのをやめたと言つたら幼稚園に戻れるというのが認定こども園だったはずですが、ところが、2号・3号から1号はまだいいですが、1号の人が2号・3号になりたいたいというときに、利用調整が入ると、自分よりも点数の高い人が「ゆうゆうのもり」を希望していたら入れないのです。それが結構大変です。説明会を開いて、うちはこういう園だと一生懸命言つて、「ゆうゆうのもり」のことを理解している人たちが、結構入りたいと言つていますが、入れる

かどうかはまったく分かりません。

ポイント10でA保育園が第1希望の人は全員A保育園に入れるのですが、ポイント9でA保育園が第1希望の人がいても、その前にポイント10でA保育園が第2希望がA保育園に入ることになってしまいます。このように、第1希望でも、第2希望でも、第3希望でも、ポイントが高い人が入ってくるので、取りあえず「ゆうゆうのもり」に丸を付けておこうという人も入ってきています。事実、今年0歳と1歳に約10人入ったのですが、説明会にも来ていないし、一歩も「ゆうゆうのもり」に入っていない、散歩のときにここを通ったら何となく良さそうだから丸を付けましたという人が入ってきたのです。そこから全部説明していくという話になると、保育が成り立ちません。本当にそれでいいのですかと言わなければならず、これが結構きついと思っています。

入園の仕方は、区役所から書類をもらい、区役所に書類を郵送するため、園を一度も見学しなくても入園のための書類を提出可能です。説明会を開いても、点数が低ければ入れません。結果、一度も説明会に出てこない、園の中に入ったこともない家庭の子どもが入園してくるようになります。これでは保護者との信頼関係が築けません。下のお子さんなども入りたいと言っているのですが、パートタイムでは入れません。朝の7時半や8時に連れてきて、6時半過ぎまで預ける、東京などでフルタイムで働くような人たちしか入れない園になってくると、本当にそれでいいのかと思います。

その他の課題

また、施設型給付の一つの園になるということで、2歳から3歳で1号認定の入園料分を進級費(特

定負担額」としてもらうことにしました。もらうと言ったら、「急にそんなこと。もらうとは言っていないかった」といってすごい反対意見がありました。「他の園に行けば支払う必要はありません」と説明せざるを得なかったのですが、結果的には一人も他の園に行きませんでした。その辺のところ、今まで保育園と幼稚園に分かれていたものが一つの園になるときにどうしていくか、結構難しいと思いました。進級費を取ると言ったら、幼稚園のお母さん方の何人かは、「先生、今までも取っていないかったですか。私たちは取っていると思いました」と言われました。

あるいは、特定負担額という言い方と上乘せ徴収という名前をやめて、そういうのがあったり、実費徴収があったりというところでも、お金の考え方が違います。もともと介護保険をやっている方たちが内閣府に多かったりして、特別養護老人ホームのような公的なものともう少し入所料が高いところがあるのは、建物や職員の数などである程度お金が掛かるところは取っていいという形になっているからだと思います。その説明をきちんとして、それを分かった人が入ってほしいと思いつつ、利用調整が入ると説明を聞いていない人が入園してくるというところの難しさに、今、直面しています。

また、多子減免があるので、2号認定の子どものままより、1号認定プラス預かり保育の方が、計算すると保育料が安くなります。2子目は半額ぐらいになって、3子目はほとんどゼロですから、そういうところでは、文科省と厚労省の壁が残っています。「ゆうゆうのもり」は本来3万円ぐらいが保育料で、それが就園奨励費補助金でまかなわれるのですが、それが来年度からは所得に応じてなだらかになっています。2子目はもつとがくと下がって、2子目の方が安いという話になります。

もう一つ、これは横浜市だけなのかもしれませんが、保育に欠けるという話ではなく、保育の必要量

で標準時間11時間か短時間8時間か、2号か3号かを決めていくのです。保育の必要量を決める事由には、母親のリフレッシュの時間も含めて、買い物や引越など私用は入っていません。ところが横浜は利用者向けの説明で、学校に行ったり買い物に行ったりするという私用でも、11時間は子どもを預けることは可能だと話しているらしいのです。保育短時間（8時間以内）でも、時間内で私用で預けることは可能なのだそうですが、それでも8時間を過ぎれば有料になります。もつといけないのは、幼稚園の方が預かり保育を利用すると、補助金は多少出るのですが、費用は有料であることです。そうすると、保育園の方たちは、預けてしまったら11時間のんびりできるのに対して、1号認定の方たちは、学校に行ったりリフレッシュしたりするためには預かり保育を利用してお金を払っていることになります。そういう人たちが認定子ども園では共存してしまっているのです。迎えに来てもゆつくり話しているのは2号・3号認定子どものお母さんたちで、1号認定子どものお母さんたちは、預かり保育代が掛かってしまうので、急いで引き取らなければなりません。そういうところの難しさがあります。

また、子どもが朝の7時半から夕方6時半過ぎまでの11時間フルにいるような体制になると、今までのように、子どもの数が多くなったところに保育者が増えてきて、子どもの数が少なくなったらまた保育者の数も縮小していくというシフトができなくなるので、その調整も難しいと思います。本当は風の時間を充実させていきながら、他の親が「うちでも預かってあげる」と声を掛けたり、地域の中で子どもと遊んだり、いろいろなことがあっていいはずだと思います。3歳以上は9時から2時はみんな園にいるけれど、2時以降は、家庭で生活をする子がいたり、うちの園で生活をする子がいたり、いろいろな生活をする子たちがあるので、園で全部やるという話ではなく、子どもの生活を本当に豊かに

していくという発想にしていかなければいけないと思います。

子育て支援の支援

佐伯先生が「ゆうゆうのもり」の開園式に来てくださったときに、「渡辺君、子育て支援の支援をやらね。園であまり子育て支援をやるな」とおっしゃったのです。認定こども園は子育て支援をしなければいけません。「子育て支援の支援」という意味が最初は分からなかったのですが、保護者同士や家庭同士で互いに子育て支援をし合えるような支援をしろという意味だったのです。地域に子どもたちを帰すということです。

就労の人などは特にそうですが、実家がとても遠くて、近くにおじいちゃんやおばあちゃんがないと、何かあったときに預かってくれる人がいたら、すごく助かるのです。お母さんの具合が悪いときにお弁当を作ってくれたり、子どもにご飯を食べさせてくれたりする人がいる。そうやって地域の中で子どもが育っていく。そのような生活をどうつくっていくかが大事なのだと思います。

事例紹介

ここからは、「あなたはあなたでいいよ」というYOU世界をどうつくっていくかという事例を紹介します。A君は、父親と祖母と兄と生活していて、0歳から入園していましたが、年長までいろいろなところで悩みがありました。お父さんがきつい人で、再婚されたり、そのお母さんとまた合わなかったりして、A君は自己中心的で先生がいないと情緒が安定しないことがあったのですが、少人数なら楽し

める子でした。結構活発な子ではあるのだけれども、年長の運動会では踊ろうとしませんでした。

そこでどうしたかというところ、風の時間の先生が、A君が仲のいい友達と、サビの部分だけ口ずさんだのです。すると、A君は仲のいい友達と二人きりになれる場所で踊りの練習をさせていただきました。そして、自分も踊れることが分かってくると、今度はA君が「みんなと踊りたい」と言いだしました。そのときに、先生も園にいた子どもたちをみんな呼んできて、迎えに来たA君のおばあちゃんも来て、A君が踊っているところを見てみんな喜びました。それによってみんなが踊ったという経験ができて、運動会でも踊れました。お父さんが踊るといふことにプレッシャーをかけてしまったので、しゃがんだり、旗をくわえたりしていましたが、それでも運動会で踊れたことに自信をつけ、運動会後の活動では生き生きと参加し、秋以降はみんなと一緒に遊び、卒園していきました。

これは、保育者たちが制度ではなく、このA君をどうしようかとみんなで考え、みんなで支えていきたいという思いで関わってくれたからできたことだと思います。大勢の目で見るような子どもとの関わり方が、A君にとつてのYOU世界をつくっていくことにつながったのだと思います。

R君も踊りませんでした。知的に高いのか、イメージが強過ぎるから挑戦しようとしません。遊びの幅を広げようとするのですが、広がらないのです。第二接面が厚過ぎるためかもしれない。仲良しのR君も踊らなかつたのですが、あるとき彼らの踊りを見た乳児が「すてきだ」「格好いい」と言ってくれたから、乳児の前で踊るときも、みんなが踊るときも、RとKは踊るようになりました。それで自信を付けて、しばらくすると「舞祭組」の踊りを踊りたいと言いだしたのです。みんなと相談して振り付けを考えて、積み木で舞台をつくって、みんなが集まって披露するようになりました。R君の遊びの幅が

広がっていったのです。

このことから、自分の枠を広げていって、友達と一緒に関わることに挑戦していくことも必要だということが分かります。やはり、長時間だからとか、同じような遊び方でいいとかということではなく、違う遊びや違う世界とかかわり違う面白さを知っていくことに保育者としてどう関わるのか。その辺も保育者の専門性だと思います。幼児期に多様な経験をすれば、相手の気持ちを知り、共感性ができてきて、また新たな自分が形成されるようになってきます。

これから求められる保育・教育の質とは

認定こども園はまだ未知なところが多いので、どのようにやっていけばよいかなどという解答はありません。そのため、先生たちと子どもたちが思いを一つにして、みんなでクラスに何が必要かを考えて話し合っていく必要があります。一人一人が大事にされるから子どもたち自己肯定感が育って、自己肯定感があるから人に共感できて、自分の意見をきちんと言ったり、答えなき問いにも取り組んだりすることができまます。

また、多様な意見が出るなど、一人一人の個性が光るからこそ、お互い知恵を出し合い学びが起きます。深く学ぶためには、子どもが夢中で遊ぶ環境や保育者の適切な援助も不可欠で、一人一人の子どものが大事にされ、保護者にもそのことが伝わっていく中で、子どもたちを大事にするという文化が認定こども園・保育園・幼稚園から広がっていくことで、その地域が子どもを大事にするようなまちになっていきます。今回の新しい制度は、地方版の子ども・子育て会議ができることによって、横浜なら横浜

の子どもの保育をどうするか、子育てをどうするかが問われていると思っています。

昨年11月20日に、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問が出ました。その中では、今までのような知識の量だけではなく、知識をどう活用するかが大事で、実社会や実生活の中でそれを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、さらに実践に生かしていきけるようにすることが重要であるということも出てきています。また、「何を教えるか」より、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要で、アクティブ・ラーニングや、そのための指導の方法等を充実させていく必要があるとされています。

上智大学の奈須正裕先生が横浜に来られたとき、「これからはコンピテンシーが大事だ」とおっしゃいました。横浜の約10年前の実践で、「1個〇円、2個〇円、3個〇円、4個〇円のトマトの中で、一番安いのはどれでしょう」という問題を子どもたちに出します。これは算数の問題で、1個当たりの値段が一番安いのは4個のトマトなのですが、実際に買う場面を想定して「あなたはどのトマトを買えばいいでしょうか」という問いに変えた途端に、正解が出なくなるといいます。子どもたちは、1〜4個のトマトを見て、「大きさが違う」とまず言いました。「グラム単位で幾らと考えるてはいけない」という話から、その次に「味はどうだ」という話になって、最後は「うちは3人だから3個の方がいい」と言い出したそうです。

要は、そのときそのときに何が大事かということを考えていく力を持たなければいけないわけで、このような試みが遊びの中で大事にされなければいけないのではないかと思っています。認定こども園は、このようにすればいいという青写真ではなく、いろいろなことが起こってくる中でどうするのかを保護

者も子どもも交えて考えていくことだと思えます。そこに、雇用と雇用でない保護者がいたり、障害を持つ子がいたり、要支援の子がいたり、いろいろな人たちがいて多様です。多様だから大変だという議論はたくさんありますが、その多様性を生かしながら、それをどう大人や子どもの学びに結び付けていくかということ自体が保育の質や保育者の力量だと思っています。

それに柔軟に対応できるかできないかが問われているのが認定こども園ではないかと思うと、うちの園で参考になる部分が他の園では全く参考にならないなど、いろいろなことが出てきます。地域によっても違いますし、1号、2号、3号の子どものバランスや保育者の数の違いもあります。その中で、本当に子どもに良い保育をしていくにはどうしたらいいか考える、それが試されています。面倒だからやらないということではなく、子どもの数が減り、社会が大きく変わってくる中で、乳幼児期にどう子どもを育てたらいいかを社会全体で見直すことが問われているのが今ではないかと思っています。

浜口 渡辺先生、ありがとうございます。具体的なお話の中で、実際に認定こども園を運営されている方々はどれほど大変なのだろうと想像して聞いていました。でも、いろいろな時間帯で子どもが来るということプラスを考えて、多様性を生かした保育を考えていくところに生かされていると思います。地域の問題を横に置いては考えられないということも、検討していただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、無藤先生からお話を伺いたと思います。よろしくお願いします。

「保育の質の向上と子ども・子育て支援新制度が目指すもの」
登壇者 無藤 隆 氏（白梅学園大学子ども学部教授）

制度の基本的なことはある程度ご存じだと思うので、前半は、今それがどういう状況になって、平成27年度以降どうなっていくかということと、幾つか微妙なところがあると思うので、用語解説的なことを含めてお話しします。後半は、特に質の向上に向けてというあたりで、幾つか話したいと思います。

制度の現状

まず、制度が今どういう状況になっているかについてです。今は平成26年度ですが、この4月からの5年間で、新しい制度の最初の一区切りになっています。各自治体がこの5年間の計画を立てて、この4月からスタートします。

この制度は、形が変わるだけではなく、財源の裏付けがあります。以前から、消費税が10%になった場合に7000億円程度という話がありました。10%は延びて8%になりましたが、ともあれ、平成27年度予算において5100億円が子ども・子育て支援制度のために付きました。5100億円というのは、7000億円に及んでないように見えますが、これは当初の予定額です。7000億円というのは、予想された数の認定こども園ができた場合の回答額なので、多分2〜3年後には7000億円になると思います。

これによって何をするかというと、一つは待機児童の解消です。首都圏や関西圏などでは、保育所に

入りたいけれども入れられない待機児童がまだかなりいるのですが、厚生労働省の推計では、平成30年度ぐらいまでには解消できるだろうとされています。私も多分そうなるのではないかと思います。今は保育士不足などいろいろなことがあって、それは続くとは思いますが、大体そのころがめどではないかということなのです。

もう一つは、現在のこの制度が日本全体でどうなっているかというときに、首都圏と首都圏以外の地域で極めて事情が異なります。もう少し正確に言うと、市町村によって大きく状況が異なります。特に認定こども園への移行は、26年度と27年度ぐらいは地方で進むと思います。その最大の理由は、少子化のために幼稚園が単独で成り立たないところが非常に多くなってきたことです。そういうところを中心として、結局は幼保統合するしかないという状況なのだろうと思います。

東京都の場合に少し違うのは、まだまだ幼稚園を希望する保護者が多いということと、もう一つは、国の基準に対して、東京都独自の補助金がかなりあるということです。そういう意味では、今回、都道府県による差、市町村による差が非常に大きいです。国基準での補助金が多少増えるのですが、東京都の場合には既に東京都補助がかなり多いので、それが増えたからといって大した問題にならないということがあります。

それから、今ここで説明できないややこしい問題がたくさんあります。特に私立の幼稚園や保育所には、国基準に加えて都道府県の補助があり、保育所には、場合によっては市町村の補助が入りというように、大抵は独自補助が入っていますが、その独自補助部分は、額も基準も極めて異なっています。そういう意味では、来年度の新しい制度の下で各園に幾ら収入が入るかは、やってみないと誰にも分かり

ません。

各県は幾らぐらい入るといふ計算を一生懸命やっていると思います。国レベルで見ると、1年で100万円違っても誤差ですが、各園にとつては100万円、500万円は誤差ではないので真剣です。しかし、そのあたりはよく分かりません。そういう意味で、特に東京都の私立幼稚園が認定こども園に移行する率は極めて低く、平成27年度は1割もいかないと思います。ただ、今申し上げたように、5100億円入って増えていくということなので、平成28年度、平成29年度で少しずつ認定こども園化していくと思います。

ちなみに今、私立幼稚園は私学助成をもらっていますが、平成27年度からは、私学助成をもらう私立幼稚園として維持するか、新制度の中の私立幼稚園になるかという選択肢があります。東京都の場合には、新制度の中の私立幼稚園になるところが1割程、全国的には2〜3割だと思います。もう少し多いかもしれませんが、これも増えていくということで、だんだん制度として追い付いていくだろうと思います。5年間ぐらいはこういうことだと思います。

今の説明は主に経営的な話です。それから、待機児童というのは保護者の問題です。しかし、同時にもう一つ大事なことは、とにかく預けられる場所をつくるという量的拡充です。その裏には、幼稚園や保育園を大量に破たんさせても困るので、それをなるべく防ぐということもあるのですが、もう一つは、預けた以上は保育の質をしっかりとしたものにしたいということです。

保育の質を正確に捉えることは難しいのですが、制度的、財政的な観点から言えば、保育者の数を増やし、保育者の研修の質と量を上げていくことであり、子どもが活動する幼稚園・保育園などの

施設設備その他が充実するということだと思います。

もちろん、お金を掛ければいいのか、大人が保育者がたくさんいればとか、おもちゃがたくさんあればいいというわけではなくて、何もなくてもいい保育ができる、子どもの数がいくらあっても保育者が優秀であればいい保育ができるということもあります。それは本当ですが、国で良い保育者を供給することはできません。国や自治体ができるのはあくまで外側の話なので、そこを整備するには、例えば各幼稚園・保育園に保育者が安心して長く勤められる、優秀な人材が他に行かないで幼稚園・保育園を希望してくれるようになることが必要で、そうやってほしいわけです。

優秀な人材が本当に幼稚園、保育園を希望するか、しないか。多くの私立大学で、幼稚園、保育園、小学校の免許が取れます。そのときに、一番勉強ができる子は小学校免許を取って公立小学校に行くでしょう。相当優秀で、公立小学校を受験して入れそうな子が、私立幼稚園を希望したら、もったいないといって親が止めるかもしれません。だから幼稚園や保育園に行く子は出来が悪いと言っているわけではないのですが、今のような状況を放っておいたら、いずれ幼稚園や保育園はもつとレベルが下がると思います。

私は、国際的に見たときには日本の幼児教育はレベルが高いと思いますが、はっきり言って、幾つかの問題があります。日本の幼稚園・保育園はいろいろあるけれども、その質はかなりピンからキリまである感じがします。もちろん、どこがピンでどこがキリかということについては意見が異なるので難しいのですが、そう言えると思います。また、全てではありませんが、特に民間の幼稚園・保育園の勤務年数は比較的短いです。5年務めれば長い方です。やはりレベルを上げるということに限度がありそう

な気がします。では、公立の幼稚園や保育園がいいのかというと、現在、公立の幼稚園・保育園の非正規の割合が半分ぐらいにきています。そういう状況のまま、公立がいいとも言えません。

そうすると、やるべきことは幾つかあると思いますが、何といたっても幼稚園・保育園への公的投資を増やしていかなければなりません。子ども・子育て支援制度は、そのためにあると思います。同時に、中身を良くしていくというときに、私などから見ると、幼稚園と保育園が分かれていることは、いろいろな意味で不便だと思えます。例えば、制度的にさまざまに違うので、幼稚園と保育園の先生方が一緒になって勉強するということは、そう当たり前ではありません。これは自治体によってさまざまで、幼稚園・保育園の先生と一緒に勉強会をつくっているところもあれば、そうでないところもあります。極端なところでは、幼稚園と保育園の先生が一緒に席にいて口を聞かないということもあるかもしれません。

ついでに言うと、国立大学に国立幼稚園もあるそうですが、国立保育園は聞いたことがありません。今度、お茶の水女子大学に認定こども園ができるのは大変めでたいと思いますが、正確に言うと国立という意味ではないと思います。

そういうことを打破するにはどうしたらいいのでしょうか。簡単に言えば、幼稚園、保育園をやめて、全部認定こども園にすればいいのかもしれませんが、なかなかそうもいきません。子ども・子育て支援法ができたときに、いろいろ妥協があり、旧来の幼稚園と保育園も維持しながら認定こども園もつくるという非常に複雑な制度に動いています。先生方も、幼稚園教諭と保育士という二つの免許資格は分かれたままです。保育教諭というものができますが、それは幼稚園教諭と保育士の両方を持っている

るということ成り立つ、認定こども園で働くための職の名称としてのみ使われます。

ただ、そのような歴史的な経緯の中でできていくので仕方がないわけで、とにかくそのような制度として動きだしました。予算も増えていく以上は、幼稚園であれ保育所であれ、それをどううまく活用して良くしていくかを考える必要があります。

「保育」と「教育」という用語をめぐる

その上で、幼稚園、保育園、あるいは認定こども園を共に視野に置いて、全部を良くしていくときに、多少ハードルになることがあります。一つは用語の問題です。用語の問題は、単に用語の問題に終わらずに、それぞれが捉える保育の在り方、見方の違いにもなっています。

最初に、「教育」という用語です。「教育」という用語は、教育基本法、学校教育法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、認定こども園法にも出てきます。それらで完全に一貫した使い方ではないのが面倒なところです。

正確に言うと、特に教育基本法、学校教育法でもそうなのですが、「教育」と「学校教育」という用語を分けて使っています。これは教育基本法にはつきり書いてありますが、単独で「教育」という場合と「学校教育」というように付けて使う場合では意味が違います。

これは簡単な例で分かります。教育基本法を見れば、例えば社会教育、生涯教育、家庭教育まで全部入っています。それは明らかに学校教育ではありません。学校教育は、幼稚園と小学校と中学校と高校と、一部高専も入りますが、大ざっぱには幼小中高を指しています。つまり、学校教育というのは、あ

る施設の中で、専門的な教師がカリキュラム（教育課程）に基づいて系統的な指導を行うものとして教育基本法で定義されています。それが学校教育であり、それを行う場が学校です。

子ども・子育て支援法では、幼児期の学校教育を指して、その法律上それを教育と呼ぶと定義しています。この用法は略語です。幼児期の学校教育と長く書くのが大変なので、この法律ではそれを「教育」と呼ぶということにあります。正確には学校教育なのです。ですから、法律上、幼稚園や幼保連携型認定こども園は学校教育ですが、保育所や保育所型の認定こども園は学校ではありません。

学校教育とは異なる教育というのは、保育所保育指針にも書いてありますし、児童福祉法上では、保育所などの保育については養護と教育と書いてあります。つまり、児童福祉法上も教育という用語が使われていますが、それは広い意味での教育です。学校教育を含んでいないとわざわざ書いてあります。正確に言うと、平成27年4月からの児童福祉法です。

つまり、「教育」には、広い意味での教育と、狭い意味での学校教育という用法があるということですが。特に断らなければ、広い意味での教育ですが、子ども・子育て支援法および認定こども園法では、しばしば学校教育を指して「教育」という略語を使うことがあるので要注意です。

次に、「保育」という言葉です。保育所の「保育」は、保育を必要とする子どもの保育を行う場として定義されています。これは児童福祉法の定義です。平成27年度4月からは「保育を必要とする子どもの保育」という定義になるのです。

ここで注意してこの文言を見ていただきたいのですが、「保育を必要とする子どもの保育」というのは、家庭で面倒を見てもらえないときに保育所で保育するという意味で書いてあります。児童福祉法で

は、家庭で養育することも含めて保育と定義しています。

ここは、保育所関係者すらしばしば誤解している気がしますが、確かに単に「保育」と呼んで、「保育を必要とする子どもの保育」を指す場合があります。慣例的にはそうですし、認定こども園などでは、その場合があります。しかし、これはあくまで略称です。児童福祉法では必ず「保育を必要とする子どもの保育」と丁寧書いてあります。本当は子ども・子育て支援法でも認定こども園法でも、法律上は「保育を必要とする子どもの保育」と丁寧書いていますが、面倒なので略称で使うということにもなります。

この保育はどういう意味だろうかというときは、児童福祉法の精神に照らして考えるとすぐに分かります。児童福祉法の第一条と第二条に書いてあるのですが、簡単に言うと、子どもの世話をすること、子どもを愛護すること、子どもを健やかに育成することという三つの条件で保育というのが定義されています。その保育は児童福祉の基本的な考え方でもあるということです。

今、三つの条件を挙げましたが、これは当然家庭の養育でもあるし、保育所の保育でもあります。そして、もう一つ言いたいのは、幼稚園で行うのも保育だということです。幼稚園教育の目的は、学校教育基本法の第22条に書いてあります。それと同等のものが、認定こども園法に幼保連携型認定こども園の目的として書いてあります。それをご覧いただくと、幼稚園では子どもを保育すると書いてあります。その保育はこれと全く同じ意味で、子どもの世話をし、愛護し、健全な育成を助けるものです。ですから、保育するという限りでは、幼稚園も保育園も家庭も全部保育をするところです。乳幼児というのは、教育しようとはをしようとはにかく保育することがベースだからです。

では、幼稚園教育、つまり幼児期の学校教育に固有な部分は何でしょうか。これも学校教育法22条の幼稚園教育の目的を見れば書いてありますが、保育するという部分と学校教育を行うという部分が組み合わされて一つの文になっています。幼児期の学校教育の部分は、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の心身の発達を助長すること」です。その部分は学校教育としての目的が絡んでいて、そのために保育するという構成です。

つまり、学校教育というのは、小学校およびそれ以降の教育の基礎を培うという目的を持って、子どもたちを育てていくという意味です。ですから、幼稚園教育というのは、保育と学校教育が組み合わされて、幼稚園という固有性を持つということです。保育するということは、小学校以降の教育には入っていません。乳幼児期に固有です。児童福祉法をよく読んでいただくと、児童期以降でも保育するということが例外的にあると書いてあるので、厳密に言うと、学童保育のように少しだけあるのですが、基本は乳幼児です。乳幼児だから世話をしなければいけない、愛護しなければいけない。ということで、私のお決まりのジョークは、幼稚園・保育園は愛があるけれども、小学校には愛がないというものです。法律にそう書いてありますから、日本の国会がそう定義したということです。小学校の先生は子どもを愛しているでしょうけれども、それは個別の実践の中で愛しているだけで、幼稚園、保育園、認定こども園は、愛することが専門性の中に入り込んでいるということが非常に重要です。ここまでが法令上のことです。今のことを念頭に置いて、特に保育所保育指針を丁寧に読んでいただくと、いろいろと得るところがあると思います。

教育および保育の認定ことも園での位置付け

さて、ここから先はもう一段ややこしい話になります。法令上は確かに保育所は学校教育ではなく、幼稚園は学校教育である、幼保連携型認定ことも園も学校教育であると定義されます。では、幼児期の学校教育をもう少し丁寧考えたときに、保育所保育指針を丁寧に見ると、既に保育所は学校教育の個別要件の大部分を担っています。これが大事なことです。

ですから、これも法律上の話ですが、前回の保育所指針の改定は、保育所の百年の歴史の中で一番重要な改定です。保育所保育指針が大臣告示になっているからです。それまでは局長通知でした。何が違うかというと、通知は「こういうことに気を付けてください」というお知らせです。しかし、大臣告示は法律の一種です。一番弱いのですが、法律であるということは、義務付けられているのです。ですから、保育指針の本身は非常に重いものがあります。

ここで幼稚園教育というもの考えてみたいと思います。つまり幼稚園教育要領です。幼稚園教育要領はその前から大事なことで、きちんとした、それに従うべきものです。念のために言いますと、幼稚園教育要領は従うべき法令ですが、幼稚園がそれに従っているかどうかをチェックする仕組みはありません。仮に従っていないなくても、罰則規定ありません。

保育所の場合には、少し違います。保育所保育指針も罰則規定がないのですが、自治体による監査で、保育指針に従っているかをチェックすることになっているので、自治体の担当者がやかましい人ならチェックするかもしれません。

そういうことではあるのですが、幼稚園教育要領は大事にしたいとすると、幾つかのことがあります。

1番目は環境です。環境を通しての教育であるということです。2番目は保育内容です。5領域をベースとしているということです。3番目が保育課程と指導計画を基に行うこと、4番目が養護に支えられた教育であること、5番目は幼児期からの連続性と小学校への接続です。

この五つの要件は学説として確立されていないと思うので、私の分析なのですが、学校教育である以上は、方法の基本原理を行っていくのであって、これは環境を通してする教育です。学校教育であるので、内容を持たなければなりません。それが2番目です。3番目に、カリキュラムに基づいて指導することが出てきます。4番目の養護というのは、先ほど言ったように乳幼児に固有部分であって、保育する必要があるということから来ています。5番目は、先ほど学校教育法22条の目的を挙げましたが、小学校及びそれ以降の教育の基礎を培うということなので、乳幼児期の教育は単独で成り立つわけではなくて、その後の教育につながってその土台をつくっているということです。

保育指針を見ると、まず環境を通しての保育であると書かれています。これは幼稚園教育要領と同じです。2番目に、5領域の内容が書いてあります。これも幼稚園教育要領と保育所保育指針は同じで、3歳以上はほとんど同じです。3番目にカリキュラムです。幼稚園教育要領は、そもそも教育課程とそれに基づく指導計画を作るためのガイドラインです。保育所保育指針は、それを含めてもう少しさまざまな情報を入れてありますが、何年か前の改定のとときに、初めて保育所指針で保育課程と指導計画を分離して、両方が必要だということを行いました。これがカリキュラムの基本になります。私が申し上げたいのは、1番と2番と3番は、幼稚園と保育所は同じだということです。

そして、4番目は養護です。保育所の方は、しばしば養護は保育所保育の固有な部分だと言うのです

が、そうではありません。これも保育指針で明確にしてあります。養護の中身は、生命の保持と情緒の安定ということで分けて書きました。これは幼稚園にあるかという、あります。生命の保持は学校保健安全法に明記されています。幼稚園教育要領にも多少書いてありますが、基本的には学校保健安全法に書いてあり、その法律はもちろん幼稚園にも適用されるため、幼稚園で生命の保持は大事です。しかし、こんなことを言うのはおかしいと思うのです。生命の保持を大事にしない場があるかという、あるわけがなく、当たり前のことだと思います。

情緒の安定は、幼稚園教育要領の第1章の総則を読めば、幼稚園教育は情緒の安定を基本とすると、わざわざ大きく書いてあります。従って、養護という言葉は幼稚園で使っていないだけで、同じ中身が記されているということです。もちろん、実際問題としては、乳児が長時間いるのだから、幼稚園よりも養護の重みが大いなのはそれとおりですが、幼稚園も養護面を大事にすることは当然であるはずで、5番目の連続性ですが、これも何年か前に保育所指針の大改定の際に、小学校との接続ということを入れていきます。幼稚園の「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」という目的の言い方よりは弱いと思いますが、保育所においても小学校以降との接続を大事にしていくことが保育所指針に明記されたのです。従って、今、全国で、保育所、幼稚園、小学校との連携、接続というプログラムが広がっているのです。行政が勝手にやっているのではなく、法令に基づいて進んでいるということです。

幼稚園と保育所の違い

こう考えてみると、多少の強い、弱いはあると思いますが、おおむね幼稚園と保育所は同一であると

考えざるを得ません。これは法令上の解釈です。では、幼稚園と保育所は全く同じなのか、幼稚園は学校教育で保育所は学校教育ではないということに実質的な意味はないのかというと、一つ重大な違いがあります。それは、研修の部分です。

先ほど渡辺さんのお話の中でも、保育所の方の研修、勉強時間の確保が大変だという話が出ました。幼稚園教諭も保育士も研修義務を担っていますが、一番大きな違いは、教育委員会や、民間の法人であれば理事会などは、幼稚園教諭に対して研修を行う義務があることです。この義務は極めて強い義務です。私立学校はこれに準ずる規定なので少し弱いのですが、義務付けではありません。それに基づいて、幼稚園教諭を含めて初任者研修が義務付けられています。免許更新講習、10年次研修も義務付けられています。

ところが、保育士にはそういう義務付け研修はありません。自治体でやっている場合はありますが、国としてはないのです。保育士の場合は努力義務だからです。雇用者側、設置者側においても努力義務です。さらに、その研修というのは、保育、教育の準備をすることをしなければいけない、それをしっかりやりなさいということが教育基本法の9条に書いてあるのですが、それに該当する義務付けは、保育所には極めて弱い努力義務としてしか書いていないのです。

これが具体的に何に出てくるかというと、二つほどあります。一つは、例えば横浜市は保育所の研修費を出しているとか、自治体による違いはあるのですが、全国的に言うと、幼稚園を含めた学校教育側に出る研修費の予算と保育所に対する予算には極めて差が大きいということです。もちろん幼稚園の研修費は、公立小学校に比べると低いということで、差があるわけです。

もう一つは時間の問題です。幼稚園は、幼稚園ごとに努力し工夫すれば、まだ研修時間を生み出すことができます。理由は簡単です。やや古めかしいスタイルでの4時間程度の保育だとすれば、1日の労働時間の中で、朝の時間が少し空き、夕方の時間が少し空きます。もちろん民間の幼稚園はこんなに優雅にはやっていなくて、バスがあるとか、掃除があるとか、結構忙しいので、子どもを保育する以外の時間がたっぷり確保できるわけではないですが、何とか確保することができなくはありません。これは制度的に保障されています。たまたまこうのではなく、あくまでも制度的な保障です。これは小学校と同じです。

例えば、小学校の先生が忙しい、忙しいとよく言いますが、授業時間だけ考えたらただか6時間です。そうすると、8時半から3時ぐらいで授業が終わっています。あとは空いているのです。それでいいのだったら、小学校の先生は暇なのです。それと同じような意味で幼稚園も想定されているので、子どもを保育している以外の時間は空いているのですが、いろいろな仕事をしています。

私はいくつかの自治体に関わってきましたが、よく議会などで、幼稚園は2時以降空いているのだから、勤務時間はそこまでいいだろうとか、十何年前に預かり保育が出たときに、2時から5時過ぎまで遊んでいるのだからそこで保育をやってもらえばいい、預かり保育の予算がなくてもできるでしょうという話が真面目な議論として出ていました。皆さん方も、そういう記憶があるかもしれません。本日に議会でそういう質問が出ましたし、市長がそう言いだした場合もあります。そのたびに、小学校の先生が2〜3時で授業が終わって遊んでいますか、授業準備をするでしょう、会議もするし書類もある、幼稚園でもいろいろなことをやっていますよということ、説明したはずですが、それは、特に幼稚園に

いる方は当たり前だと思えますよね。けれども、当たり前だという思いを保育所に向けていただくと、保育所にそんな時間は一切ありません。

私は、これ一つとっても、認定こども園にした方がよいのではないかと思えます。認定こども園になれば自動的にこの時間が生まれるわけではありません。幼稚園にいた人が今度は忙しくなって、みんな忙しくなるばかりです。しかし、少なくともこの時間を少し生み出すという方向に一歩踏み出したのです。

もちろん保育所の代表の人はそれを分かっています。分かっているから、10年前からずっと、8時間勤務なら1時間ぐらい保育から外すようにできないかと、ずっと要望しています。でも、それはなかなか大変です。どうしてかというところ、8時間分の人件費があるとすれば、1時間分減らすということは、8分の1の人件費を国全体として増やせということになるからです。そうすると、それだけで1000億円がすぐ飛びます。5000億円取るのがやっとだったのに、あと1000億円保育所に出してくださいと言われても、はいとは言えないのです。言えないけれども、それを目指さなければいけないので、5年後とは言わなくても、10年後ぐらいを目指してやっていくべきだと思います。

では、その保育所の現場でどうしているかというところ、例えば、児童要録を書きます。これも保育所は保育指針の大改定に伴って書くことになりました。これはいいことだと思っています。保育所指針が大改定になって要録が義務付けられたことによって、初めて保育所の人間が公立小学校の人間と中身について話すことができたからです。そうでないと、個人情報法に引っかかって連携できないのです。ですから、非常に重大なことです。

小学校側から見ると、要録が入ったおかげで、幼稚園その他ではなく、初めて、幼稚園、保育所になったのです。それまでは、小学校側にとつて、法律上、保育所は存在していませんでした。家庭にいるのと同じだったのです。それが初めて変わりました。

ですから、要録が非常に重要なのですが、要録が入ったときに私が疑問に思ったのは、要録はいつ書くのかということです。特に年長は昼寝もしていないでしょうから、昼寝の時間というわけにはいきません。そうすると、保育が終わった後になります。では、要録のための残業手当を出しているか。何とか適当にやっています。でも、これはおかしいわけです。

保育指針を見ると、後の方の章には、しっかりと保育を記録して反省しなさいと書いてあるのですが、いつやればいいのか。3〜4歳は昼寝をするといっても、昼寝も本当は保育なので、子どもを見ていなければいけません。子どもを放っておくわけにいかないのです。

そのようないろいろな問題を抱えていて、それを改善しなければいけません。私は認定こども園が万能薬だとは全く思いませんが、少なくともそういうことを目指すのだということです。そこをぜひ考えていただきたいと思います。

保育の質を上げていくために必要なこと

最後に、質向上の営みとしてもっと広い制度上の改善ということを挙げておきます。1番目は教育と保育をつなぐことです。これは、認定こども園で言うところの教育と、認定こども園での保育なので、もう少し正確に言えば、幼児期の学校教育と保育を必要とする子どもの保育です。

つまり、1日の生活時間を考えてみたときに、学校教育の時間というのは通常9時から1時までの4時間程度ですが、認定こども園では生活の連続性ということを行っています。それ以外の時間と連続的なものだとすると、学校教育だからといって保育的な部分、生活の部分が消えるわけではなく、むしろ一体的にやっているということです。

園の言い方で言えば、光の時間があって、少し下がった部分が風の時間、もつと下がったところがぬくもりの時間なのですが、逆に言えば、朝から盛り上がってきて、一生懸命遊んで、緩やかになって眠い子は昼寝をするし、もうちよつといろいろなことをやりたい子もいるしという、大きな流れがあって、その中に学校教育を位置付け直すということです。そこが認定こども園の実践の非常に大きな特徴だと思います。

2番目は幼と小をつなぐことです。幼とは、幼稚園や保育園、認定こども園ですが、接続カリキュラムということで、一部の地域では、乳幼児期から小学校の12年間カリキュラムや、0歳から15歳までの15年カリキュラムを作りはじめています。そういうことに向かう必要があると思います。

3番目は現場と養成校との関係の充実、4番目は個別の園と国の指針をつなぐことです。具体的に、各園における教育課程・保育課程と、それに基づく指導計画の作り方をしっかりやっていくことになると思います。

5〜7番目も個別的な実践の話ですが、5番目は、実践と言葉をつなぐことです。映像による記録をやることなどを進めます。これは、いわゆるドキュメンテーションの考え方になります。6番目は、子どもと保育者をつなぐことです。作った記録を子どもと共有すれば、ドキュメンテーションに基づいて

保育を改善し、展開することになっていきます。7番目は、日々の保育と研修の学びをつなぐことです。例えばニュージーランドではラーニングストーリーと言っていますが、これは日本の保育者にとって目新しいことではないと思います。保育の実践をどう分析し、そこで子どもがどう育つかということを取り出しながら、自分たちの保育を反省することです。そういうことをしっかりとやっていく必要があります。そういうことをやりましょうというだけではなく、どうやってそれを制度的に、また補助金の仕組みの中で支えていくかということが、国や自治体の働きではないかと思つているところです。認定子ども園制度はまだまだスタートしたばかりで、どうなるか分かりません。半分以上は私の願いという感じではあるのですが、解説いたしました。

浜口 無藤先生、どうもありがとうございます。認定こども園制度の背景に少しさかのぼりながら、今どういう局面を迎えているのかということを分かりやすくお話しいただきました。

最後は質疑応答にしたいと思いますので、お二人の講演を振り返って、休憩の間に質問用紙にお書き留めください。よろしければお名前を書いていただけるとありがたいです。

【質疑応答】

浜口 休憩時間の中に、10人以上の方から質問を出していただきました。まずはその質問にお答えいただき、まだ時間がありましたら、挙手でご質問を頂くといい形を進めていきたいと思つています。では、渡

辺先生からお願いします。

渡辺 「保育園で研修時間の作り方、記録や会議の持ち方はどうされているのか」という質問を頂きました。実際は保育士の勤務時間がどんどん長くなってしまっているという問題があります。僕も丁寧やろうとすると勤務時間が長くなってしまおうと思っていて、なかなかうまくいきません。かといって、共通理解できないまままで保育していくと、ストレスがたまってくるということ、解決は全然できていないのですが、実際上は、小さなところで、こちょこちょと話せることが大切だと思います。おはよう保育については、どうなのだろうと悶々としている二人の先生がいたので、シフトを変えたりしながら、その先生たちと園長や私が一緒に話すようにしました。そうやってじっくり話をしてみると、そこから共通理解ができていくようになりました。

ある程度研修の時間は取っていて、0〜2歳の研修は、隔週金曜日の夜7時ぐらいから始めて9〜10時ぐらいまで、月に2回、時には遅くまでやる時もあります。そのときは保育に幼児の方の先生やフリーな先生が入るようにしています。

認定こども園になると、幼稚園的な働き方をしている保育者が夏休みなど長期休みのときに結構自由が利くので、そこでまとめてや



るとか、仕組みをきちんと作っての話し合いと、そうでないところでの話し合いを重ねていくことと、両面あるような気がしています。ただ、実際、保育者の数がある程度いるとか、一時保育を担当する非常勤の保育者が入ってくれるとか、何かしら人の自由度がうまくいくような人の配置の中で研修の時間を取っていかなくてはいけないので、本当にきつきつのところで保育士の方たちがやろうとすると、なかなか難しいだろうというのが現状かと思っています。

次に、「理想像を実現することも園のサイズはどれぐらいか」という質問を頂きました。僕の中では、「ゆうゆうのもり」という枠を決められたところでやっではいるのですが、理想はこうだと言っているも、その理想どおりに子どもが集まってくるかは分かりません。少子化で、横浜でも地域によつては子どもの数が減ってきているという話もあります。ですから、どちらかというと、保護者が園の方針を理解してある程度それに賛同していただけるようにしなければ、あまりにも多様な人が入ってくると、それだけで苦しんでしまうことになります。

入る前に、うちの園は遊びを中心にしていてお勉強はやっていないなど、この園が大事にしていることをある程度分かっている、それがいいと思っている人たちが入ってくるようなシステムでないと、いろいろな人たちからのいろいろな意見に対応して、いろいろなサービスをやっていくと、がんじがらめになってしまうと思います。個人的には、園が大事にしていることをどうやって伝えていくか、そのことを分かっている人たちがどうしたら入園できるのかということが大事ではないかと思っっています。

そのことを延長して考えると、入園する前の親たちが子どもをどう育てるか、そこにどうかかわって

いくかという話になります。認定こども園は子育て支援をしなければいけないのですが、0〜2歳の一時保育をしたり、集える親たちは園に来たりというのほもちろんいいのですが、もう少し広げて、例えば、港北区に「びーのびーの」という有名な子育て支援拠点があります。そういうところで、子育てのことや、入園する前に保育園選びや幼稚園選びに際してどんなところが大事かという情報が入っているというのでもいいと思います。そこまで保護者に入っていかなないと、園は何かやってくれるところがいい、または預かってくれればいいということになってしまいます。

無藤先生が、乳幼児への愛が入っていると書いていましたが、愛が本当に入っていることが大事だという情報を、親が持っていないといけないと思います。親の就労の状況がどうだということではなくて、子どもが大事だ、子どもを愛するとはどういうことを、言葉で言い、情報として入れていく。もう少し言うと、先輩お母さんが言う「私もこうだったのよ」というのはすごくすてきなもので、そういう出会いをどうやってつくっていくか。情報発信がとても大切だと思います。

今、インターネットなどに情報が載っていますが、商業主義のものだと、させた方がいい、させないことが駄目だという形になってきています。その辺のところに関して、親が子どもの成長を喜べるような環境をどうやってつくっていくか。もう少し大きく言ってしまうと、小学校に行ってPTAなどいろいろあるときに、自分の子どもだけではなく、周りの子どもたちも一緒に育っていくことの大事さを知り、親も親になっていくというか、社会の中で子どもが生活していくとはどういうことかまで分かっている。そういうことを親同士がつながる中で感じてくれる。それが子育て支援だろうとかまで、何をしているかというメニューだけを考えていくのは違うのではないかと思っています。

次の質問は、「映像による記録について、もう少し詳しくお願いしたい」というものです。無藤先生も言われましたが、ドキュメンテーションなど、どうやってやるかは別として、本当に親たちに分かってもらうための保育記録が大事だと言っています。うちの園でも先生たちがカメラを持っていて、何かあったら撮って、それを中心に園便りやクラス便りを作っています。子どもたちがこんな生活をしていますということをどれだけ保護者に伝えられるかです。長く園にいればいるほど、子どもたちがどういう表情でいるか、どんな生活をしているか、どんなふうに育っているかが親には分かりません。それが分かってくると、親たちの園に来ることが楽しい、子どもの姿を見ることが楽しいという気持ちにつながってくるので、その見せ方についてはもっと研究してもいいと思います。

ただ、それも作成するのに時間がかかります。できればあまり時間がかからない方がいいので、写真を撮ったらSDカードに保存して、すぐに写真をプリントアウトして模造紙に貼って、帰りに見てもらう園も幾つかあるようです。そうすると、ちょっとしたことでも面白いと思ってもらえます。もう少し丁寧に子どものつぶやきなども話したりするのですが、保育記録という考え方を柔軟にしていけないと、そういうことがなかなかできないので、そういうものも含めながら、子どもの成長を園の中だけで閉じ込めるのではなくて、保護者に開いていくという考え方が必要だと思います。

最後の質問は、杉並の方で、「保育所を見ると、預けたい親の事情があるが、子どもの幸せとは何か」というものです。新しい制度の総則で、「子どもは国の宝だ」というような、とてもすてきなことを言っているのですが、それをどう実現していくかです。総則の一番大きなところは、それにお金を出すということです。これは社会保障に子育てが位置付けられたということです。介護、年金、医療と、

どちらかというはずと大人寄りのお金が出ていたところに、子育てが入ってきました。今回の5000億円も、老人医療を削って子育てにきたというのが、内閣府の方たちの説明です。確かに女性の社会進出や待機児童対策も含めてという側面はあるかもしれませんが、国はそれぐらい本気になって子どもが大事だということを言いだしています。

そうすると、現場側の人間は、うちの園に来ている保護者がどういうふうに感じてくれるかという輪を広げていかなければいけないと思っています。国が言ったから、教育委員会が言ったからといっても、現場が動かなかったら、あるいは親にそれが伝わらなかったら、実現されないと思っています。現場の特に園長先生や設置者が、行政の中でも、子どものことを大事にしようとする議員などを、どういうふうに巻き込んでいくかです。「ゆうゆうのもり」に幾つかの地方都市の方が来られたことがあるのですが、行政の方を巻き込んで、本当に子どもを大事にするとはどういうことを市町村単位で考えるようになるかと思っています。

行政の人たちも、つくればいいとは思っていないのです。横浜では4分の1が企業立の保育園で、企業立がとても多いのですが、行政の上の方の人たちも、「待機児童対策は市長が言ったから保育園をつくるのはやらないといけないのだけれども、本来的にそればかりでいいとは思っていません」と内々に言ってくれるような人たちが増えてきています。ですから、本当はもつと横浜の子どもの幸せを考えたという人たちをどうつくっていくかだと思います。

行政としては、「待機児童ゼロ」などがニュースになると、それに乗っかってしまうところもあるのですが、政治的までいかにしないにしても、子どもにとって何が幸せかを行政の方たちと考える場があると

いいと思います。こういう研究会はもちろん大事なのですが、行政の方たちと話をしたり、園を見に行ったりして、そういう事例を行政の人も学んでくれるとか、そういう人たちを見つけていくとか、何らかの形で外に向けて、乳幼児の保育とか教育は大事なことのだと訴えていくことが大事だと思います。今、行政の方たちが、制度が固まりつつあるけれども、まだどうしていいか分からないという中で、ではわがまちはどうするか、わが区はどうするかという話ができるといいと感じています。

市町村によって雰囲気が大きく変わってくるかもしれませんが。無藤先生はその辺のことをご存じだと思いますが、本当に子どものことを大事にしようとする市町村と、国に言われたから仕方なくやるという市町村があると思うのです。保育園も幼稚園も、仕方ないから変わるところがあると思います。そういう受け身の状態では、新しい制度がスタートしても、何が大事かということが抜けていってしまうので、そうではない形に持つていくには、各市町村の園長先生や、そういう立場の人たちの動きも大事だと思っています。

無藤 一つ目の質問は、「朝のニュースで介護士、准看護師、保育士を同一免許にする方向で検討と言っていました。どうお考えですか」というものです。ニュースを見ていないので分かりませんが、あり得ないだろうと思います。

「私立幼稚園・保育所の質の向上をどのように新制度で達成するか」。いろいろあると思いますが、まずは研修時間を増やすことです。新制度の中で若干は増えます。また、保育園の助言制度、保育アドバイザー（仮称）も来年度から若干出てきます。あるいは、第三者評価など、いろいろな形でやっていこ

うとしています。

「その際に、建学の精神にどう対応するのですか」という質問が加わっていますが、新制度は、私立幼稚園や私立保育所の建学の精神、理念を変えるわけではありません。特に幼稚園の場合には保護者は選ぶことができますので、建学の理念を十分説明して選んでもらうこととなります。

「現場の先生方の意識の違いを、どのように一つの方向に向けていくことが可能でしょうか」。これは、自治体の姿勢によっても変わりますが、基本的には、勉強会、研修を一つにしていくということです。もう一つ、幾つかの自治体では、幼稚園・保育所合わせて一緒のカリキュラムを作っています。0歳から小学校まで、場合によつてはもつと先までです。例えば、品川区は、だいぶ前に0歳から小学校入学までのカリキュラムを作つて、この間手直しをして、そういうものもご覧いただくと思います。

「養成校の立場から、上記のことに対してできることは何か」。これは、養成校の先生が保育・幼児教育について勉強し、現場に関わるように仕向けていくことだと思います。当たり前前に聞こえるでしょうが、そういうことをする教員は、養成校でよくて3分の2しかいないので、残りの3分の1をそちらに向けなければいけないと思います。

「幼保一元化、所轄行政庁の一本化は、結局永遠に不可能ではないか」。これはそうではないと思います。第一に、実際に平成27年度から全ての自治体の部署が一本化されます。国の方は、認定こども園は内閣府、幼稚園として残る部分は文科省、保育所として残る部分は厚生労働省ですが、3省で極めて緊密に協力しながら進める上に、それぞれのところに下りていくお金は、私学助成を除いて一本化されます。ですから、一元化ではありませんが、極めて近づくと言えると思います。

「レジュメの『保育所として今後力を入れるべき課題』に、『園環境のもの・教材・自然物を大幅に増やすこと』と書いてあるが、どういうことか」。平均的、典型的に言えば、幼稚園に対して保育所は教材が少な過ぎると思います。園庭も狭いです。定員を超えて取ったりすると、部屋も狭いです。ただ、それは徐々に解消されていくと思います。園庭がないような保育所は、極めて便利な駅前保育所などは残るでしょうが、それ以外はいずれ減っていくでしょう。

そうはいっても、教材が少な過ぎると思います。その最大の理由は、保育所は福祉施設なので、教材費という費目が予算として用意されていないからです。保育材料費です。保育材料費は教材を含みますが、かなり幅広いものなので、十分ではありません。そこを変えて、増やしていかなければなりません。設置基準そのものを変えていく必要があると思うのですが、同時に、先生方、保護者の見方を変えていかなければいけないと思います。

「自治体によつては、認定こども園ではないけれどもこども園のような施設があるが、どういう施設か」。これまでの認定こども園は、自治体によつては国からの補助がほとんど来ない場合があるので、こども園と一体施設にしてみました。平成27年度以降は、徐々にそれらは全部認定こども園にすると思います。その方が国から補助が来るので、自治体にとつても有利になります。ただ、東京23区は例外です。国の補助を当てにしなくてもやれるので、少し違うかもしれませんが、おおむねそうなると思います。

「指導計画の項目を、教育時間と、教育時間を除いた時間で、狙い、内容を記述している書籍があったけれども、いいのか」。これは幼保連携型認定こども園のカリキュラムの話です。これは認定こども

園を知らないと少しややこしい話ですが、詳しくは「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書」に書いてあります。認定こども園の場合には、全体的な計画と呼んでいます。保育所であれば保育課程と指導計画、幼稚園であれば教育課程と指導計画ですが、認定こども園は教育課程と保育課程を合わせているので、適当な言葉がなくて全体的計画と呼んでいるのです。

そのときに、3歳未満もいわゆる学校教育ではないので、保育課程と呼んでもいいし、全体的な計画でもいいのですが、満3歳以上は、学校教育部分と、いわゆる認定こども園で言う保育部分が重なっています。ただし、1日の生活の中で、保育の部分はずっと続いています。ですから、教育課程は必要なのですが、教育課程を含めた保育課程に相当するものを考える必要があるということです。それから先は各園で自由にやればいいので、分けてもいいのですが、一体的に記述してもいいということになっています。要するに、各園で使いやすいようにすればいいということです。

それから、0～2歳は、養護と教育をどのようにするかということについても、3歳以上に合わせて満3歳未満を要する必要はありません。満3歳未満は、認定こども園になっても、要するに保育所と同じなのですから、同じでよいということになると思います。

次は、親側の問題として、「大人側、例えば企業に勤める人の働き方が逆になって、忙しいばかりではないか。それは子ども・子育てでやろうとしていることとだいぶ違うのではないか」。具体的には労働時間や育休の問題がありました。これはいわゆるワークライフバランスの問題です。縄張りで言うと、ワークライフバランスは、子ども・子育て会議ではなく、少子化の方でやっているのです。私は具体的に知りません。けれども、いろいろな形でワークライフバランスについて努力しているとは思いま

す。特に、直接的に育児休業を取りやすくするということで、これも来年度以降、育児休業の所得補償の部分が若干増えます。また、父親と母親が育児をうまく組み合わせ取ることができて、父親がかなり頑張つて取ると、1年半ぐらい育児を取ることができるようになります。実際には父親はそんなに取られません、制度的にはかなり改善されてきました。

しかし、育児休業にはまだ問題点があります。一つは、中小企業や自営の人たちは、自分で金を出すようなものなので、なかなか取りにくいということです。もう一つは、特に東京などの0歳児保育の現状を見ると、半分以上の人は育児を縮めています。1歳児で入れないからです。ですから、待機児童問題があつたらしく、4年ぐらいで解消すれば、0歳児保育を希望する人数は大幅に減ります。恐らく、東京で言うと同様と半減するはずなので、ワークライフバランスにはかなりいい方向に行くのではないかと期待しています。

「保育の質を高める上で、社会的情動スキルを重視していくことが大切だということだが、このあたりを少し教えてもらいたい」。これは簡単に言うと、意欲や頑張る力をもつと高めて大事にしているということ。幼稚園、保育園では既に大事にしています。幼稚園教育要領や保育所保育指針では、心情、意欲、態度といっています。態度をもう少し広げて考えれば、頑張る力、粘り強く取り組む力、自分がやろうとすることを目的としてみんな頑張ろうということも含めて考えています。どちらかということ、そういうことを小学校、中学校でも大事にしようという大きな方向で進もうとしています。

そういう意味では、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定の議論が始まっていて、その中の一つのポイントは、幼稚園、保育園をもつと一緒にしていくことであり、小学校とのつながりを考えるという

ことでもあります。同時に、子どもたちの意欲をもっと伸ばして、やる気をどうやって高めていくかということも一つのポイントになると思っています。

浜口 先ほど集めた質問用紙の答えを個別に頂きました。ここで、会場の皆さんからご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

発言者1 先ほど、今後、待機児童が解消されるとおっしゃっていましたが、どういう理由からですか。

無藤 厚生労働省が、そういう見解を出しています。それは単なる憶測や希望ではありません。これまでのところ、待機児がやたらとニュースになるので全然解消されていないように見えるかもしれませんが、過去5年間で保育所の定員が大幅に増えています。それに伴って、横浜市は待機児童ゼロ宣言をしています。厳密にはゼロではないのですが、3、4年前に比べれば大幅に減ったことは確かです。ですから、自治体によって違いはありますが、保育所の吸収がかなり増えてきた上に、認定こども園が入ってきますし、幼稚園の預かり保育も一時預かりという形で使いやすくなっています。

そういう意味で、厚生労働省の推計としては、あと4年から5年でおおむねゼロになると言っています。厳密にゼロと言っていないのは、4月は仮にゼロだとしても、途中でどうしても多少出ると言っています。いろいろな自治体で完全にゼロにするということは、定員割れすることになってしまいますから、微妙なのですが、小規模保育や家庭的保育などいろいろなものを組み合わせれば、何とか5年でほぼゼロ

になっていくのではないか。もちろん、それによって働く人が増えていく可能性もあるので、その見積もりいかんでは、自治体によっては難しい場合がないとは言いませんが、おおむねそうなると思います。

渡辺 横浜市には、これから保育園をつくろうと思ってもすでに適当な土地がないのです。ビルの1室など、いろいろなこともやり尽くしたところで、施設型給付にして、1〜2歳の保育を行ってくれる幼稚園に対して、幼稚園が幼保連携型認定こども園になるという前提で、建設資金として結構お金を出したのです。平成27年度の制度改正で、幼保連携型認定こども園の認可事務が神奈川県から横浜に移譲されるため、そういうことがやりやすくなります。それにより、1〜2歳の保育をしようとする幼稚園が増えてきて、保育所のつくり方も、新しい制度が入ってきたことでお金の出し方も含めて少し変わりました。幼稚園に1歳や2歳で入って幼保連携認定こども園になるということが、待機児童が多いところでは増えてくるのではないかと思います。

発言者2 横浜市や品川区は待機児童がないといううわさを聞きつけて引越してきた結果、待機児童が生まれるという現象もあるのですが、それもだんだん減ってくるかと予想されているのでしょうか。

無藤 それは減ります。引越すということは、引越し先の方で減っているわけですし、そもそも日本の乳幼児人口全体が減るのだから、平均的には、幼稚園も保育園も5年単位で定員割れしていきます。東京でも、今23区は比較的乳幼児人口が増える地域が多いですが、そういうところも、10年たたないう

ちに乳幼児の実数そのものが減ってきます。そうしたら、当然、いろいろな工夫の中で待機児童はゼロに向かいます。

浜口 保育園が生き残るには、こども園にするしかないということになるのでしょうか。

無藤 そんなことはありません。幼稚園を希望する親も、保育所を希望する親も一定数いるので、一定数の子どもが来ます。ただ、幼稚園は既に定員割れが目立ってきています。保育所も、5〜10年で定員割れが出てきます。ですから、つぶれるとは実はおおげさな話で、300人定員を200人にするとか、150人を120人にするというところでやっていきます。幼稚園、保育園の補助の仕組みは、小規模でやれるようにできていますので、十分いろいろなところに残り得ると思います。

ただ、不便な場所や、古いところ、園庭がないようなところは、相対的に親が選ばないわけで、よいところはみんなが選びます。調整はあるにしても、第一志望にする人が圧倒的に多いでしょうが、極端なことを言えば、第10志望の人ばかりになると、先行きが厳しくなるということです。

発言者3 認定こども園の課題はいろいろ伺ったのですが、メリットというか、これをつくろうと思つた最初のきっかけを教えてください。

渡辺 最初のきっかけは横浜市が決めたということですが、当時の横浜の副市長に、「渡辺さんが認定

こども園が大変と言うから、数が増えなかったじゃないか」とすぐ怒られたのです。僕らも大変だと思っではいるのですが、大事なのは、待機児童が多いところの話だけではなく、子どもの数が減ってきたときに、保育園、幼稚園とずっと言っている意味があまりないということです。それから、保護者が「私たちは保育園」「私たちは幼稚園」ということが起こると、このまま小学校に行ったら、小学校1年の先生は大変だなと思います。保育園は保育園の人たちで集まって、幼稚園の人は幼稚園で集まって、クラス役員を決めるときにみんな下を向いて、誰も引き受けないということが、小学校1年からずっとあるわけです。

ですから、預けるところを増やせという話だけではなくて、子どもを大事にしようという文化をどうつくっていくかというときに、地域の中で、親の就労に関係なく、みんなが「ゆうゆうのもり」の子どもとして育てていきませんかということをお願いしてきました。4〜5歳になってくると、子どもたちは就労の有無に全然関係なく遊ぶのです。保育園児か幼稚園児か、1号か2号かなど関係ありません。それで、例えば働いている人と働いていない人たちが一緒にキャンプに行きだして、親同士も仲良くなっていくと、子育てに優しい園になり、また子育てにやさしいまちになっていきます。そういう親たちが増えたところの小学校はすてきですよ。

以前、横浜の新制度のシンポジウムに出たときに、みんな、「子育ては大変だ」、「お母さんは大変だ」、だから育児支援が大事だという話をするのです。そうすると、子どもは迷惑な存在のような話になっていくのです。親が働いている、働いていない、一人で子育てするのは大変だというのは別として、付き合っていくと、子どもはけなげだし、いろいろなことをやろうとしているし、大人の方がはっとさせら

れたり、驚かされたりして、すごく魅力があります。そのことを誰が言うのだろうと思いました。

昨日、「ゆうゆうのもり」で卒園式をしましたが、何人かの親たちが僕や主任に、「先生、いろいろな言ってすみませんでした」と謝って帰って行くのです。3歳のときは、親同士がもめたり、いろいろなことをしながらも、卒業するときには、「ここで過ごさせてよかった」となるのです。それは、子ども同士の関係や親同士の関係乗り越えていったからだと思います。今、協同性、協同性と言って、子どもの方に協同性を求めるのですが、認定こども園をやってみると、大人の方がよほど協同性がありません。私は忙しいから、私はこうだからと自己都合が出てくるのです。そうではなく、みんなで育てていく、子どものいるところに親たちが集っていくような制度にしていかなければいけないと思います。

ただ預かります、総合パートのようにサービスを全部やりますという認定こども園ではなく、多少不便でも、親たちも一緒に集ってくるとか、行事のときに一生懸命調整してジャガイモ掘りを手伝ってくれるとか、働いている人もいたり、それを支えてくれる幼稚園の親もいたり、いろいろな人たちが子どもと関わって、子どもが成長していくことを楽しいと言えるか言えないか。その辺が認定こども園に問われている課題ではないかと考えています。今までは保護者が働いていたら保育園、保護者が仕事を辞めたら幼稚園に行かなければいけないという話ばかりでしたが、そうではないというところの魅力はどう打ち出していくか。そこが問われているのではないかと思います。

浜口 今のお話を聞いていると、認定こども園という形がなかなかいいのではないかという気持ちになってきましたが、中で働いている保育士出身の方と幼稚園出身の方の文化の違いがあって、そこが研修

などをしてても難しいという話をよく聞きます。

保育教諭の資格は、結局、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持っていることとことになっていきそうです。文科省の教職課程の人と話をする機会があったのですが、幼稚園の教職課程は保育士の課程とは差別化し教育的側面を明確にして、幼稚園らしいものをにない、保育士課程は保育所らしいものを、というように、すみ分けがはっきりしています。養成科目としては分かれているのに、現場に行つてから共同的に働くことを学ぶのは現職研修ばかりになつていような気がするのですが、連携型認定ことも園の保育教諭の専門職性の養成は、ずっとこの二つを合わせるといふことで行くのですか。

無藤 「子ども・子育て支援法」ができたときに、保育教諭という職は、認定子ども園で働く場合、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持つということが勤務要件になつたわけです。ただし、その際に、統合についてしっかり議論しなさいという付帯決議が付いていますが、まだ統合問題についての議論の場ができていないのです。どこかで始めるのではないかと思いますが、まだどうなるか分かりません。

結構難しい問題があつて、幼稚園教諭は学校教育の中の教員で、保育士は児童福祉法の18歳未満の児童の保育にあたる者で、働く場所は養護施設も含まれていて非常に広いです。大部分の人は保育所で働くのですが、保育士の資格は福祉全般に関わる部分があるので、それを乳幼児のしかも保育所という部分に制約できるのかどうか。幼稚園側について言えば、小学校というよりは保育士と一緒にする形の乳幼児の専門として、むしろ満3歳以下に広げるのかどうか。その両方の議論が必要になります。

もう一方で、現実に今養成をしているところの8割以上が幼稚園教諭と保育士の両方を出していますので、そういうところでは、既に幼保の統合ということ、実際の養成としての教育はやっているのではないかと思います。それぞれカリキュラムがあつて、それぞれ実習はあるけれども、全く別々にやっているわけではないようです。そういう意味では、保育教諭とは言わなくても、養成側は統合的な方向に踏み込みはじめているので、あと2〜3年かかるでしょうが、新たな見通しは出ると思います。

渡辺 8単位ずつで、保育士が幼稚園教諭の免許を取れる、幼稚園教諭が保育士の免許を取れるというので、認定こども園の代表二人だけが両方の会議に出て、幼稚園教諭の免許に関しては無藤先生に出ていただいたのですが、厚労省と文科省で雰囲気が違うのです。硬かったのは文科省かなと思っています。幼児教育課の課長ではなく、免許課の方が出てこられるので、教諭という形で資格をどうするかというのは、きちんとしているのは文科省です。厚労省は保育課がやっているので、雰囲気の違いを感じました。

もつときちゃんと整理しておかないと、今、「ゆうゆうのもり幼保園園長」宛てに実習依頼が来ると、保育園の実習か幼稚園の実習かよく分からないのです。保育士になるのか、幼稚園教諭になるのかでも違うし、保育士の実習でも、どこに焦点を当てて実習をしていくのかを考えないと、乳児もやって幼児もやるのか、幼児を中心にするのかで実習の内容も変わります。僕たちも、例えば新卒の子が入るときに、どこを中心にするかということを考えます。0〜2歳と3〜5歳では、特に0歳などは関わり方が全く違います。そういうところでも、保育教諭の専門性は何かということをあらためて考えていかな

てはいけないと思います。

5歳の協同性や、小学校に送り出すときのために集団を意識したような保育をするような場面と、もう少し丁寧に一人一人の子どもに関わるような場面を、どういう形で一つのものにしていくかは、結構議論していかなくてはいけないと思います。認定こども園の制度の議論をするときに、保育所と幼稚園が一緒になればいいとか、それを足して2で割ればいいというような話がいつも出てくるのですが、そんなに簡単ではなくて、新たな制度の中でどうしたらいいか。どこかで一本で考えるという発想は、園でも必要かもしれませんし、行政の中でも必要だろうと思っています。

浜口 どうもありがとうございます。今日は、認定こども園について、具体的なお話も含め、また制度的なこと背景もお話いただきました。皆さま、何かお持ち帰りいただくものはありましたでしょうか。拙い司会でしたが、多岐にわたっているいろいろな問題が出て、私自身にとっても大変有意義な会で、ありがたく存じました。

今日お話しくださいました渡辺先生、無藤先生にお礼の拍手をお願いいたします。どうもお疲れさまでございました。

<資料1：ECCELL主催 第6回お茶大保育フォーラムチラシ>



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

ECCELL

第6回お茶大保育フォーラム

3/15
(日)

認定こども園の今とこれから

【講演者】

● **渡辺英則氏** (ゆうゆうのもり幼保園園長:横浜市)

● **無藤 隆氏** (白梅学園大学子ども学部教授)

● 【司会・進行】浜口順子氏 (お茶の水女子大学大学院教授)

日時：3月15日(日) 14:00～17:30

会場：大学本館3階306室

お茶大ECCELL事務局

お問い合わせは

nyuyoji-info@cc.ocha.ac.jp

Tel: 03-5978-5949

詳細は<http://www.cf.ocha.ac.jp/nyuyoji/>

参加費：500円(資料代)

事前申込必要：①氏名、
②住所、③職業をご記入の
うえ、左記事務局までメー
ルかTelでお申込み下さい。

<資料2：お茶大子ども学ブックレット バックナンバー一覧>

号	タイトル（講演者） ※大会名（開催日）：発行年月
1	子育て力の機器と創生～エンパワーメントの視点から～ （牧野カツコ氏、星美和子氏） ※第1回お茶大 ECCELL 子ども学シンポジウム（2011.3.13） 記録：2012年9月発行（1刷）、2013年3月発行（2刷）
2	今、子どもが育つ環境を考えるⅠ～『ナー ज्याの村』本橋監督をお迎えして～（本橋成一氏、小玉亮子氏、榊原洋一氏） ※第2回お茶大 ECCELL 子ども学シンポジウム（2011.11.19） 記録：2013年3月発行
3	絵本の挿絵について（黒井 健氏） ※第5回お茶大 ECCELL 子ども学シンポジウム（2012.6.23） 記録：2014年3月発行
4	これからを生きる子どもたちへ～津守眞氏からのメッセージ～ （津守 眞氏、高橋洋代氏） ※第6回お茶大 ECCELL 子ども学シンポジウム（2012.10.13） 記録：2014年9月発行
5	日本の保育現場における“遊び”の意味 （榊原洋一氏、河邊貴子氏） ※ ECCELL 主催第5回お茶大保育フォーラム（2014.6.29） 記録：2015年3月発行
6	鼎談「子ども・戦争・歴史」 （本田和子氏、宮澤康人氏、山本秀行氏） ※第8回お茶大 ECCELL 子ども学シンポジウム（2014.11.21） 記録：2015年8月発行

【バックナンバーの資料請求について】

上記バックナンバーをご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、以下 ECCELL 事務局までメールか FAX でご連絡下さい。

一冊 500 円（送料別途負担）にて郵送させていただきます。

<資料請求先>

ECCELL 事務局（ブックレット担当）

E-mail：nyuyoji-info@cc.ocha.ac.jp

Tel&Fax：03-5978-5949

お茶大子ども学ブックレット Vol.7

2015年8月1日 発行

発行 国立大学法人特別経費事業「乳幼児教育を基軸とした生涯
学習モデルの構築」(**ECCELL**)

浜口 順子

編集 安治 陽子・猪股 富美子

連絡先 〒112-8610

東京都文京区大塚 2-1-1 お茶の水女子大学本館 335 室

TEL&FAX 03-5978-5663

E-mail nyuyoji-info@cc.ocha.ac.jp

URL <http://www.cf.ocha.ac.jp/nyuyoji>

印刷 光写真印刷株式会社